



# 令和5年第6回邑南町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月13日（水）午前9時30分開議

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和5年第6回 邑南町議会定例会（第4日目） 口述書

【令和5年9月13日（水）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。11番中村議員。12番辰田議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、通告順位第5号平野議員登壇をお願いします。

（平野議員登壇）

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 6番、平野議員。

●平野議員（平野一成） 皆さんおはようございます。6番平野一成でございます。9月議会に当たりまして、2日目の1番手として一般質問をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。私は、今回は大きな項目で2点通告をさせていただきます。最初が、A級グルメ構想並びに日本一の子育て村構想の事業成果はということで、町の総括をお聞きをし、それを今後町民の皆さんとどう共有していくのかということについて。2点目は、これまで男女共同参画社会を推進を進め

てまいりましたけれども、その現状と今後の考え方についてお尋ねしたいと思えます。最初に、A級グルメ並びに日本一の子育て村構想の事業成果はというところですが、これまで邑南町の産業振興定住促進に関する施策の中心を担ってきた二つの施策。これがなくなったのかというような認識が、随分町内で広がっているのではないかと思います。町の説明によりますと、A級グルメは地産地消に、そして日本一の子育て村を目指しての構想はその理念を引き継ぐ子ども条例ということで、それぞれ受け継がれるということですが、次のステップに進むという表現ですが、非常にわかりにくいという声も聞きます。先の議会の意見交換会で町民の方から、事業の成果意義についての総括をして、我々町民に示して欲しいという意見もございました。そこで1点目の質問ですが、町の総括といいますか事業の分析評価検証を伺いたいと思えます。最初にA級グルメ構想について伺います。担当課のほうに事業の総括を伺う前に、昨日の宮田議員の質問の中でやりとりがございました。なぜA級グルメ構想を廃止したのかという質問への答弁で、石橋町長はやめたということではないと。多くの町民の方から、よくやっているなという評価がないと事業の推進は難しいという答弁がございました。また、基幹産業の農業の振興につなげることができなかったという思いも述べられました。確かにA級グルメに関しましては外部の評価とは裏腹に、町内での評価が盛り上がらなかったのは確かではないかと思います。そこで、A級グルメの文言は町は使用しないという報道が今年1月にありました。私も少し違和感を感じていたのも事実です。しかし、A級グルメに関しましては、実際には町内の3社とA級グルメブランドを引き継ぐ協定を結ばれているということもあるようですし、今後の地産地消への強化の思いも昨日の町長の答弁の中で共感できるものがあります。そこで町長にお伺いしたいのですが、なぜ自らA級グルメを使用しないと表明されたのか。表明しなければならない理由があったのか。また、全国A級グルメ連合からの脱退ということも大きなニュースで取り扱われました。なぜ、脱退をするという判断があったのか。また、オブザーバーという形で参加をされるということですが、そこにどのような石橋町長の思いがあるのか、この点について町長の判断、思いというものをお聞かせいただければと思えます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 改めてお答えをしたいと思います。A級グルメ構想、この10年間の成果ということについては何度も述べておりますように定住あるいは起

業創業観光等々、いわゆる過疎脱却については一定の成果があったとっておりますし、町の知名度イメージアップにも効果があったという意味では、外から見た邑南町の評価は上がったことは間違いないと思います。しかしながら、外からの評判はいいのになぜ町内からの盛り上がりが少ないのかということでもあります。私なりに考えたとき足元の農業、これはまだ様々な課題を抱えてるのが現実であります。その中で、やはり根本的には農業生産者の並々ならぬ御努力あるいはそしてこだわり技術、そういうところへもっともっとスポットを当て生産者が頑張っておられる姿、あるいは我々の命をつないでいただいている重要な役割を再認識し感謝する気持ちを、町民全体で共有することが大事であるということに至ったわけであります。そのためには、まさしくこれからやろうとしております食育が根幹であると思っておりますし、拠点は食の学校であるとも思っております。こういうところは、来年度しっかり予算立てをしていきたいなと思っております。行政が今求められている役割、このことが問われてるのではないかと、そこを今後力を入れてやっていきたいと思っております。これらを着実に実行していくことで、本当の意味での食のまちづくりができるのではないかなと考えております。少しそれるかもしれませんが、よくブランドづくりとかという話がよく聞くわけであります。やっぱりブランドを育てるということについて考えてみますと、ブランドの担い手作り手である生産者が、地元で評価されて愛されなければならない。まずそこが大事だと思います。例えば、神紅の話が昨日出ました。神紅の今後についても、まず地元の方々が町民の方々が本当においしいと思っただけが大事で、町内の店頭での評価あるいは、今やっております学校での給食で神紅が提供されたことは私は大変良いことだと思います。そこが肝腎なわけでございまして、いきなり羽田空港で販売をしていくということもある意味では大事かもしれませんが、もっともっと地元でも盛り上げていくことが本当の意味でのブランドづくりになると考えております。昨日の鍵本議員の意見とは、私はこのことが違うと考えております。なお今後につきましても、民間の方々が食のまちづくりで更なる発展を求められていらっしゃるしますので、農業生産者も加わって一緒に手を携えて、もっともっと食のまちづくりを発展をさせていきたいと考えております。それからA級グルメ連合の脱退でございますが、私もこれは総会に何度か参加をいたしました。やはり連合に加わっていただいている自治体の思いがそれぞれ違うのではないかなと。それを一つの理念のもとにまとめ上げてやっていくことにはちょっと無理があるし、議論がなかなか深掘りできないということを感じておりました。そこで提案したのは、やはり共通テーマとして何かを考えて欲しい。例えば、先ほど言いましたような本当の意味での食のまちづくりを議論しようじゃないかというような話も総会ではさしてもらいましたが、そこが実態としてはうまくいってないということでもあります。そうい

う中で先ほど述べたようなことで邑南町のまちづくりがやっていますので、少し手を引いてオブザーバーという形で参加するほうがいいんじゃないかと。邑南町の私の主張が必ずしも正しいとは限りません。A級グルメ連合の様々なやっぱり考え方があります。それを押し付けることもよくありません。そういう意味でA級グルメ連合についても、今後どうなるかということについては気になる場所でもありますけども、更なる今までの議論したベースをもとに、やはり更なる発展ということに大いに期待をしていきたいなと考えております。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 今町長の判断といたしますか思いをお聞きいたしました。昨日も言われましたけれども、町の基幹産業である農業ということに思いをいたして、それから労働者の皆さん方に心寄せるということを昨日もおっしゃいましたけれども、私はそのことがA級グルメ事業の一つの総括としてはそういうことが根底にあるのかなと考えております。ただ私が議会に議席をいただきましたのが平成25年ですけれども、そのときには既にA級グルメが盛んに行われておりました。その時点におきましても、町民の皆さんからなかなかわからない。方向性が見えないというようなことがあり、私もいろいろ質問をさしていただいたり提案等もさせていただきました。ほかの議員さんも、様々そのことに対しては質問提案をされておられましたけれども、この前のいわゆる町長が表明されたA級グルメを町としては使わないというところが、非常にマスコミあたりで非常に反響しております。あるところでは、A級グルメが消えるというようなことまで書かれておるマスコミもございました。そういう意味で、やはり今のA級グルメからステップアップをして地産地消へ進むにおいては、やはりこのA級グルメの施策の中でどういう課題があったのか。なぜ、その課題が克服できなかったのか。そういうところを、しっかりと担当課だけじゃなくて邑南町の一つの大きな目玉の事業でしたので町全体でしっかりと検証していただいて、それを町民から意見がありましたように、町民の皆さんとこんな成果があつてこんな課題があるんだよというところを、しっかりと共有される場所を今後進めていっていただければと思います。町長に聞きましたので、あと細かい事項についてはいいかなと思います。地産地消を進めていくわけですけれども、もともとがこの地産地消ということから、産業振興の手段としてのA級グルメという発想であったと思います。そういう意味では、先ほど申し上げました課題や反省点成果ももちろんですが、それを

土台として次のステップとして地産地消ということへステップアップして進めていただきたい。それを町民の皆さんにどう示していただけるか。そして理解を求めて参加協力を求めていく。そういうことが今後のステップアップにつながると思いますので、そうした取組みをされることを是非期待をしておきたいと思います。そうしましたら、次の日本一の子育て村を目指して構想のほうに移ります。基本的に質問事項は同じ内容でございます。構想期間が終了したということで、推進会議が解散をしたということがありました。これがA級グルメと同じように、はあせんのかと伝わっている節があるように感じられます。この日本一の子育て村を目指しての構想のこの理念を引き継いで、子ども条例というものが制定をされております。前日の鍵本議員との質疑の中でもございましたけれども、先ほど質問しましたA級グルメ施策と同じように、やはりこの子育て村構想の成果反省あるいは課題認識をもって子ども条例への町民の皆さんの理解を深める努力、そして町民の皆さま自らの実践をしていただかなければ、ほんまの理念に終わってしまうじゃないかと思います。そこで、子育て村構想の成果反省課題認識について担当課に総括をしておられるかお伺いしたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 日本一の子育て村基本構想について、実績と評価反省点等の総括をしているのかという御質問でございます。昨日鍵本議員さんからも同趣旨の御質問がありましたので、少し重複することがあるかもしれませんが御容赦願いたいと思います。日本一の子育て村基本構想につきましては、令和元年度令和2年度の2か年に島根県中山間地域研究センターと共同研究という形で効果検証を行っております。検証結果としましては、子育て村構想では10年間の取組みによって18歳未満人口を1,800人にしたいということを目標として定めていました。結果としましては1,800人に達しておりませんので数値目標としては未達成ということでございます。しかし、構想開始後は人口減少の速度が若干低下しているということと、将来推計人口が構想前の将来推計と構想後の将来推計では改善をしたという結果も出ておるということでございます。実際の効果としましては、矢上高校の入学者を左右する中学3年生の生徒数当面は80人前後で推移するという見込みであります。これまでの取組みが、令和6年度の矢上高校の入学定員増加にもつながったと思っております。最近ニュースで出ましたけども、今の1学年の生徒数が95人定員が1

3人増えて108人にまで定員が増加したということでございます。子育て村構想の効果だけが影響しているわけではございませんけども、他の自治体に先んじて子育て支援に取り組んできた効果が、こういったところにも現れてきたのかなと考えております。反省点の部分につきましては、日本一の子育て村基本構想は定住対策の施策でありまして子育て支援策に比重を置いておりました。子供の視点に立った子供の育ちの環境づくりの視点は少し弱い傾向にあったと考えておりまして、そのことを踏まえまして昨年制定しました邑南町子ども条例では、子供たちには自ら育つ力がありそれを周りがサポートするという、子育てを新たなキーワードとして加えているということでもあります。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 日本一の子育て村を目指して構想の構想期間は一応終了したけども、その振り返りをしているということでございます。あくまでも定住対策というところで子育てを中心としていたけれども、これからは子育てということで子ども条例を制定されたということでございます。子育てということ言いますと、私も以前に3歳以下の子どもの心の教育ということも聞いたことがございますけれども、その辺につきましては社会情勢とかいろいろなことがありまして、非常に難しい環境にはあると思います。是非ともこの子ども条例というものを理念だけじゃなくて、実際にどのように皆さんに理解していただいてどのように自ら実践していただくかというところが、非常に大事なところだろうと思います。その点について執行部のほうで何かこうしたいというものがありますでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 日本一の子育て村構想を子ども条例のほうに引き継いだということでございますので、それをしっかりと町民の皆さんと共有しながら、これから進めていくためどういった方向性があるのかという御質問だったと思います。昨年12月に制定したばかりでございますけどもこの邑南町子ども条例については、広報おおなん2023年令和5年の1月号であったりとかホームページのほう

にも掲載をして、内容を説明するとともに周知をはかってきているということで、こういったところで見られるようにはしているということでございます。その際に議会のほうからも御提案ありました条例文だけではわかりづらいということで、その条例文を詳しく説明する逐条解説というものを作らせていただいて、それも同時に掲載をして中身をかみ砕いて説明をしているということでございます。一方で条例ってというのはなじみがないということでございますので、理解を深めるというところに関して言いますと配って見てくださいというところだけでは難しいんだと考えております。実際には出前講座というものがありますけど、そういったところで直接伺ってよりわかりやすく内容を説明することで、理解を深めていくという方法もあるのかなと考えております。それ以外の方法としましては、やはり条例に基づいたこの制度や政策を推進しながら、その背景にはこの条例が理念としてあるんですよということを伝えていく必要があるのかなと考えております。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 今後の方向性等々についてはできるだけたくさんの人に理解をしていただいて、参加をしていただくという方向を出していただければと思います。先ほどのA級グルメのところでも申し上げましたけれども担当課だけで進めるものではないと思いますので、町内の様々な場面においてそういうものをしっかりと皆さんにわかっているような取組みを是非皆さんで、我々議員もしなければいけませんけれども、町をあげて取り組んでいこうというところを確認していただければと思います。よろしくお願いします。そうしましたら、2番目のLGBT理解増進法成立が町の男女共同参画施策に与える影響をどう考えるかという非常に難しい課題でございますけれども、本年LGBT理解増進法というものが国会で成立をいたしました。これは余り大手メディアとかそういうところでは余り詳しくは報道されておりませんので、なかなか皆さんも理解しにくいことがあるのかなと感じておりますが、今邑南町が積極的に進めております、男女共同参画の施策に少なからず影響が出てくるのではないかとという危惧を少ししております。そこで男女共同参画のこれまでの施策の推進、そして成果と今後の課題についてお伺いしたいと思っております。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） 男女共同参画施策のこれまでの取組みと成果、課題はという御質問でございます。男女共同参画施策につきましては男女共同参画推進の町宣言にある、みとめあいささえ愛心ひびきあう町おおなんを実現するため、第2次男女共同参画計画を基に取組みを進めております。各課ごとに目標に対する具体的取組み内容を決め毎年その実施状況について評価を行い、男女共同参画推進委員会において検証を行っていただいております。成果といたしましては令和3年度に行った男女共同参画に関する町民意識調査結果から述べますと、男は仕事女は家庭というような性別による役割分担意識に関して、5年前の調査と比べて否定的な意見が39.2%から54.5%と増えており、また女性の就労についても、子どもができて仕事も続ける継続型を支持する意見が初めて50%を超えるなど、社会情勢の変化が影響している部分もあるとは思われますが、町民の方の意識が少しずつ変化してきていることがうかがわれます。しかしながら、日常生活における家事育児介護では女性が担っている割合が高く、男女の地位の平等感についても男性優遇と答えた割合が約70%と前回の調査と同様の結果となっております。その原因につきましても、前回同様社会通念、慣習、しきたりが根強いとの回答が、最も多い結果となっております。まだまだ、性別による格差があり意識改革など男女共同参画を推進していくために取り組まなければならない課題は多い状況にあります。今までの慣習、考え方、無意識な思い込みは簡単には変えることはできませんが、施策をとおして町民の方に新たな気づきを感じていただき、意識改革につながるよう今後も進めていきたいと考えております。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 私も地域のほうで男女共同参画の推進の会のほうに入らせていただいております。いろいろと取組み等これまでもやらせていただきました。推進会議のほうでも意見をいろいろ言わせていただいておりますけれども、国のほうで男女共同参画の施策が基本的には方針が出されておりますけれども、今年も石橋町長がジェンダーギャップ指数で日本は146か国中125位であるということをおっしゃいました。男女共同というところが実現できていないんじゃないかということでもありますけれども、このジェンダーというか男女の関係のことで言いますと、ほかに



●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子） L G B T理解増進法が成立して、男女共同参画を進める上での課題認識があるかという御質問だったと思います。L G B T理解増進法は、性の多様性に関する国民理解が必ずしも十分ではないことに鑑み国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め多様性を受け入れる精神をかん養し多様性に寛容な社会を実現することを目的としております。この間取組みを進めてきております男女共同参画につきましては、性別に関わりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮し平等に参画できる社会の実現を目標としております。性の多様性への理解をすすめていきながら男女共同参画をすすめていくことを危惧する意見があるということですが、確かに今まで男性女性という視点で男女共同参画をすすめてきた経過からすると、混乱してしまう戸惑う部分があるということは課題と考えます。しかしながら、性の多様性を理解し尊重するということは、誰もが平等である社会の実現という意味では目指すべきところは同様と考えております。町としては、この間L G B T Qなど性的マイノリティの方への配慮という視点で職員採用試験の申込み用紙の性別欄の廃止、印鑑登録証明の性別欄の削除等の見直しなどを行っております。男性がいて女性がいて多様な性の方がおられるとの考えのもとに、それぞれの課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 今後の男女共同参画、基本的にお互いに多様性を認め合っていくという施策であるので、基本的にはそんなに影響はないだろうということでございますけれども、今後新たな課題も出てくるかもしれませんけれども、そのへんにつきましては理解を増進するというところには至っていないのかもしれないので、その点は少し気をつけながら施策を推進していただきたいと思います。

●石橋議長（石橋純二） 一般質問の途中ではございますが、暫時休憩とします。

—— 午前 10時 13分 休憩 ——

—— 午前 10時 17分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。

●平野議員（平野一成） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） すいません、先ほどのジェンダーアイデンティティーのところの質問の中で不適切な発言がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

●石橋議長（石橋純二） はい、どうぞ続けてください。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） それでは3番目の質問に入ります。LGBT理解増進法の中で、いわゆる学校教育学校現場において子供たちの教育に対する進め方が危惧されているという報道もございます。そういうことに関しまして、町の教育委員会としてはどのようにお考えであるかお聞きしたいと思います。

○高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬学びのまち推進課長。

○高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃） 議員御質問の、子供たちへの人権意識への学校現場での進め方が危惧されている。役割を担う教育委員会の見解はどの御質問でございます。LGBT理解増進法が成立し考え方や取組みなどが議論されているところではございますが、既に文部科学省から平成27年4月に、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について教職員向けの対応が既に通知されておまして、その中で性同一性障がいに係る児童生徒についての支援体制やQ&A方式で対応の仕方などが示されています。また、令和4年12月に出された生徒指導提要にも、性的マイノリティの関する理解と学校での対応、児童生徒の支援、当事

者である児童生徒の保護者との関係づくり、教育委員会における支援が取り上げられております。性の多様性については、島根県教育委員会人権同和教育課より性の多様性が認められる学校づくり、自分らしさその人らしさを大切にする学校づくりについての基本的な考え方が示されております。邑南町教育委員会では、この考えを中心に人権同和教育を進めております。特に、性的指向や性自認に関わることで、いじめ、不登校、自死の原因につながっている事例があることや、性的指向や性自認などで悩んでいる子どもも含め、全ての子どもたちが安心して生活できる学校づくりを進めていくことが重要であると考えます。特に次の4点について子どもたちの性の多様性に関わる思い悩みをしっかりと受け止め、支援や配慮をする必要があると考えます。まず1点目としては、学校の中には男女別を前提とした仕組みや制度があります。誰もが安心して生活できる制度になっているか振り返ってみること。2点目としては、自分の性について戸惑いや不安を抱いている子供がいること。成長の過程や時期により、性的指向や性自認がゆらぐことを理解しておくこと。3点目としては、性の多様性をありのままに受け入れられる雰囲気づくり集団づくりに務めること。最後4点目ですが、相談することは本人にとってとても勇気がいることであること。相談しやすい雰囲気づくり環境づくりを進めるとともに、どの教職員でも相談に対応できるように研修などを進めていくこと。今後も意図的計画的な継続した取組みになるようにしていきたいと思っております。また、各学校は人権意識を高揚させるために、複合的に教科や日常の活動の中に人権のフィルターをもって人権感覚も育てながら日々取り組んでおります。教育委員会としても、町ぐるみの人権意識が高揚しないと学校に特化しただけでは浸透はしませんので、教職員や地域の住民の人権意識が高まるようアンテナを高くして、学校教育をはじめ地域の人権創造の場としての公民館活動など幅広い視野で、町の人権目標を達成させるために必要な参加型学習活動、自尊感情の醸成、非攻撃的自己主張ができるような研修や、人と関わるためのコミュニケーション能力研修等年間の中で計画して啓発実践しているところでございます。

●平野議員（平野一成） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野議員。

●平野議員（平野一成） 今回の教育委員会の答弁、非常に私も安心をいたしました。以前より、そういう人権関係については非常に積極的に取り組んでいただいているということで安心をいたしました。今日一般質問させていただきましても、今後の事業を進める上においても前半でも申し上げましたように、町民の皆さんと行

政の皆さんと一緒に一つと同じ目標に向かって歩みを続けていくためには、どうしたらいいかというのを事業の中でいろいろと考えていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。時間がまだ少しありますけども、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、平野議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前 10時 25分 休憩 ——

—— 午前 10時 45分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして通告順位第6号辰田議員、登壇をお願いします。

（辰田議員登壇）

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 12番辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 12番辰田でございます。今回9月定例会に当たりまして4つの項目で質問をさせていただくことになりました。まず、最初にこれまでも何回も質問をさせていただいておりますが、建設がその目の前まで迫っている中で確認をさせていただきたいこともございますので、あえてまた質問をさせていただきます。道の駅の改築に伴う今後の財政負担についてお聞きします。現時点での事業の進捗状況。これは計画どおり、少し入札がずれているということは承知しておるところでございますが、その進捗状況につきましては主に予定の工期それからその入札状況、そして12公民館をつなぐ重要施設というふれこみがあったわけですが、その意味合いでの計画の進捗状況。それとテナントスペースなども青写真等もできてはいるんですが、そこに参入されるまた活用されるスペースの計画の進捗状況についてお聞き

します。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 道の駅瑞穂の再整備事業の進捗状況についての御質問でございます。進捗状況のうち、ハード整備につきましては4年度から実施しております国道工事。広島側から左折レーンを追加する工事でございます。それから敷地の造成工事も順調に進んでおりまして、今後は令和6年度にかけまして、本体工事、融雪設備工事、家具備品整備工事、外構工事を実施することにしております。おおむね予定どおり進捗しているところでございますが、本体工事につきましては先ほど議員が言われましたように、少し事業者の選定が遅れておるということでございます。県や関係機関のアドバイスをいただきながら対応を進めたいと考えております。また、設計業務につきましては家具備品の設計業務を行っておりますが、令和6年度の整備工事へ円滑に進めるように計画をしているところでございます。次にソフト事業でございます。令和3年度から実施しております開設準備業務だったり、開設支援業務に関して言いますと今年度から開始しました集出荷実証実験ですね、これ事態6年度にかけても実施する計画でございます。今後一体化で整備を進めております島根県との費用負担の協議を深めながらこれらソフト事業の実施によって、今後の運営体制の計画の確立、維持管理費用等の必要経費の試算を錬磨しまして、早期に開業後の施設管理に関する事項を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） ハードソフトを同時進行というのは難しい面もあると思いますが、当初示された計画目的目標そしていろいろと公約をされている部分もあるんですが、12公民館をつなぐというのが具体的にどうなのか、そのへんのことは今課長の答弁からはちょっと私は理解はできないんですが、今後詰めていかなければならないのも事実ですし、今不確定的なものもここでは言えないということもわかります。ただそういった触れ込みで理解を求めてこういった大きな事業予算を伴う建築物を改築するわけですので、このへんは今ここでというよりも追々そういったものを示

されていかないと、ただ建物だけが目的であったんだととられたんでは、意味合いが違ってくるのではないかと思います。このへんをお願いをしておきたいと思います。私が普段から常任委員会等でもお聞きをしていることでもありますが、目の前に本体工事に係る状況になっているところで、議会としては、建築費30億以内という意味で改築には賛成をした経緯もあるわけなんです。完成後の道の駅に関わる公の財政負担がどのぐらいかかるのであるかということも、大切な視点ではないかと思えます。これまで何度か質問してまいりましたが、議会軽視ということで町長が謝罪をされた案件もあったことも事実です。当初から土地絡みの件とか事業に対する見積もりの甘さから、予算の増額や計画変更が散見されてきた。これが事実ではないかと思えます。建てる段階になって今後のそういった財政負担とかいうもの、もう早期に示しておかないと、建ててしまえばもう議会も賛同していただいたんだからという考え方は、今後が危ぶまれる点もありますのでその点をお聞きしたいと思えます。まず二つお聞きしたいと思えます。先ほど述べたこれまでの経緯も鑑みて確認をさせていただきたいんですが、完成後建物に関わる光熱水費等も算出はされてきてると思えますが、管理費などのランニングコストの負担については、指定管理者との町の負担割合を含めてどのような計画となっているか。具体的な金額は難しいかと思えますがその考え方についてを示していただきたい。そしてもう一つは現在の道の駅ですが、借地や建物が今後必要なのかどうか。そして処分するならどうするのか。その計画とそれに関わってくる財政負担がどのぐらいを予想されているかというものを示していただきたいと思えます。

**○白須産業支援課長（白須寿）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、白須産業支援課長。

**○白須産業支援課長（白須寿）** 初めに現在の指定管理予定者との指定管理に係る将来負担についてでございます。現在整備が進められています道の駅では、道路管理者である島根県が整備する駐車場、トイレ、休憩施設などと、町が整備する産直市などの地域振興施設、それから追加の駐車場などの区画に分かれています。島根県が設置する部分については、島根県から町に対して施設の管理委託料が支払われる予定ですので、これを委託料として指定管理者に支払う必要があると考えています。また、島根県整備以外の町が整備する地域振興施設などに関しましては、管理委託料などについて指定管理者と協議を進めていく必要があります。現在は産直市などの地域振興施設の運営による収益で管理費を負担していただいておりますが、新しい道の駅は現

在の道の駅と比較すると建物も多くなり駐車場などの敷地面積も大きくなります。現在収支を概算で算定しておりますが改めて現在の状況なども鑑みて、収益部門と非収益部門の区分をしっかりとつけた上で、光熱水費あるいは環境整備設備等の維持管理などの管理費用について整理した上で、指定管理料の支払いそれから町への納付金について検討していくこととしています。続きまして現在の道の駅の土地建物の考え方についてでございます。建物は町が所有するものでございます。一方で駐車場部分を含めた道の駅の敷地については借地となっております。現在の借地契約の期間は令和8年3月31日までとなっております。期間終了後の対応でございますが、建物につきましては町としては利用しないという方針としております。このことを前提に、土地所有者と土地のことについては協議を進めているところでございます。以上でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今回の課長の答弁は方針を説明されただけなんです。普通こういった大きなものをこしらえていく場合、指定管理予定者は早々に決まったわけです。そうすると町民にとっては財政負担がどのぐらいだろうか。それから指定管理予定者についてはどのぐらいの負担が必要なのだろうかということの中で、法外な負担があれば指定管理予定者が予定者でなくなる可能性があることも考えられると思うんです。そうすると指定管理料とで相殺する方法だってあるんです。逆に言うたら不透明なんです。そういうことを協議してから、お互いの責任をもって委託側と受託側の関係を保つことが本当ではないかと私は思います。未だに具体的な跡地の関わる経費とかもこれまでも大分言ってきたんですが、未だに具体的なこと町としては使う気持ちはないということでありましたが、これも確定的なものでは私はないと思います。今のようにかかってくる経費によってもいろいろ考え方も出てくるんじゃないかと思うんですが、この点をもう建築に係る入札に出す段階になってもまだ詰めてない。方針だけということはちょっと無責任すぎやしませんか。建ててしまえばあとは、どのぐらいにかかって町民にどれだけ負担をまたお願いしなければいけないということのアバウトでも示されてない。方針だけでは全然思ったより多かったか少なかったかもわからない。いつごろまでに具体的なものを出していただけるのかお聞きします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 現在の道の駅の解体経費等につきましては現在概算で算出をいたしまして、財務課と投資的普通建設事業等のヒアリングなどの協議をしているところでございます。まだ概算の段階でございます。現在の道の駅の取り扱いが決まった段階で、しっかりと必要な年度の前には、しっかりと積算をして予算要求をしていきたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今回の答弁では、具体的にはいつごろだということもわからないわけなんです。出来上がって、どれだけの売上があって、どうなるかということも未知数なわけなんです。そうなってきても営業をしておる関係上はそういったランニングコストというのは、大きな売上げがあろうが思ったよりなかろうが最低限発生するもんもあるわけなんです。開始してから営業が困難になったんでは何の元も子もないわけなんです。そういったものを含めて指定管理予定者側と話して、本当に決めて責任をもってやっていただく。それからいざという時には、ここまでは町はできるけどそれ以上は無理だとかいうような詰めがしてないと、どこまで財政負担がかかってくるかということも全然わからないわけなんです。建物は取りかかる、ちょっと整合性に欠ける。私だけの考えかもしれませんが、でも普通に考えたらそうだと思います。職員の皆さんとか課長の皆さんももし自分が建設して、同じ立場にちょっと事業の規模が違うからと思いますが、やはり幾らかかって今後どうなるからこういう家にしようとか、電気代が高くつくんなら今のソーラーとか何かを利用しようかということも考えられると一緒に、そういったことも含めて決めておかれないと、町民にとっては建つのは建った。今後は、どれだけの財政投資が必要なのかということを示して、その中から意見を集約して建物なりそれから規模なりという考えていけば、みんなで決めた施設になったかもしれません。そういったこともやはり必要ではないかと思しますので、私はもう早急に今後のランニングコスト、総額は出てくると思うんです。指定管理者サイドとの協議は町とされるから、負担割合についてはまだすぐにはできないかもしれません。それと跡地の施設の計画については、町主導で当面できると思う

んです。私は期限を切るということも難しいですが、出していただくことが町民に対する行政としての責任だと思います。そのへんを強く要望もしますが、これについて御見解をお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 指定管理に関する今後の財政負担、あるいは現在の道の駅の取り扱いに関する財政負担につきましては、今検討しております。早急にまとめた上でまた説明をさせていただきたいと思います。なお、指定管理の考え方を整理する上での損益計算書については、現在の段階でのものをしっかりと計算して持っているところでございます。なお、現在の光熱水費の値上がり等で精査が必要でございまして、こういった精査を現在進めているところでございます。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 少し補足をさせていただきたいと思います。先ほど、辰田議員さん全くランニングコストなどが出ていないという御質問をいただいたところでございますけれども、昨年の段階だったと思いますけれども実施計画書等を皆様のほうにも示させていただきまして、その際にはランニングコスト等も含めた確かに概算ではありますけれども、お示しはしていると考えておりますので、先ほど御質問ありましたように全く示されていないということはないと、私のほうは考えておりますので御理解をいただきたいと思いますと思っております。既存の道の駅の活用方針等につきましてはおっしゃるとおりでございますけれども、既存施設のことにつきましては、令和2年のところで議会の皆様と協議をして、町としては一応活用しないということをお伝えをして承いただいたとは考えておりますけれどもその後の経過もございまして、この施設の活用につきましては、いわゆる地権者の方の意向も含めて慎重に対応する必要がありますので、もう少し時間をいただきたいと思いますと思っております。最終的に解体ということになりましたら当然町としての財政負担も発生してくることが予想されますので、先ほど答弁しましたけれども早い段階でお示しをすることが必要と思っております。これにつきましても御理解いただきたいと思います。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 全くという言い過ぎかもしれませんが、そのぐらい受けとめる側とすれば光熱水費は確かに出ましたが負担割合についてとか、今入札されておりますが設計とかいろんな面が変わってくると数字も変わってくることも考えられますので、それを含めて入札が終わった時点でもう少し詳しいものは出せるんじゃないかと私は思っております。現存の部分につきましても、長引けば長引くほどまたそれなりの経費も係るわけですので、これは早急にやはり結論を出すというのも一つの責任ある対応ではないかと思えます。お願いをしておきたいと思えます。続きまして二つ目の、指定管理また業務委託事業のあり方についてお聞きをしたいと思えます。指定管理制度そして町が業務委託をされる事業いろいろとあるわけですが、指定管理制度と業務委託のその意味合いが理解されていない町民の方もいらっしゃると思えますがその説明も含めて、事業におけるそれぞれ委託先の選定基準についてお聞きしたいと思えます。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 事業における各々の委託先の選定基準についての御質問ということでございます。邑南町もでございますけれども全国的にでございます様々な行政課題に対応した事業を進めるために、役場職員が直接実施するよりも民間事業者の経験とか専門的な知識を活用するということが当然合理的でございますし、近年では様々な分野で指定管理あるいは業務委託という形をとって実施していることにつきましては、皆さん御承知のとおりだと思っております。御質問の指定管理の仕組みと業務委託の仕組みにつきましては、立て付けが少し異なりますので少し説明をさせていただきたいと思えます。まず先に業務委託のほうでございます。これは自治体と相手方との契約に基づいて管理業務や事務等を執行するもので、施設や設備などの維持管理、工事等の設計、例えば町営バス等の運行などなど大変幅広い範囲で事業を実施しているものでございます。業務委託は町と相手方との契約に基づいて業務の執行を委託するもので、これは地方自治法の規定では第234条の規定ということで行っ

ておるものでございます。相手方の選定につきましては、入札又は随意契約などによって行われるものでございます。入札の手続きによることが原則でございますが、随意契約として地方自治法施行令に定められている理由がございます。条例で定める金額以下の少額である場合、あるいは特殊な技術等が必要で特定のものでなければ対応できない場合、あるいは緊急性が高い場合など理由によって随意契約が可能というふうになっております。これらの理由に基づきまして契約をするという、随意契約も認められているところでございます。相手方の選定でございますが、これは町として業務の発注に際しまして仕様書でありますとかあるいは設計図書等を準備した上で、原則としてその業務について町に対して指名願等を提出されている事業者、これは資格等の審査を経た事業者となると思います。そういう方に入札でありますとか見積りの依頼をして、予定価格いわゆる予算の範囲内で価格競争によって相手を選定しております。入札ではなくて随意契約を行う場合は、これは法律の規定に合わせまして町としてガイドラインを整備して対応しているところでございます。また委託の関係で言いますと、金額だけでは判断ができない業務もでございます。例えばIT関連のソフトの導入等金額だけでは判断ができないランニングコストやそういった全体のことも含めたものにつきましては、これは必要に応じまして提案いわゆるプロポーザルと申し上げますけれども、プロポーザルによって業務の遂行能力がどうかというところを基準に審査をさせていただいて選定する場合もでございます。業務委託につきましては以上のようなところでございますけれども、一方指定管理についてでございますけれどもこれは施設の管理ということになります。民間事業者の手法活用による、経費の削減や民間経営の発想によるサービスの向上を図るため平成15年から制度化されたもので、先ほど申しましたけれども公の施設の管理というところに限定をされた制度でございます。地方自治法の規定では第244条の2の規定に基づいて行うもので、指定管理者の指定の手続きは条例で定めるとされております。指定につきましては、議会の議決を経なければならないということになっております。指定管理は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任をして行わせるもので、先ほど申しました業務委託とは異なりまして、施設の管理権限を料金等の徴収も含めて指定管理者に委任をするもので、指定管理者が相当の裁量権も持たれるということになります。指定という行為につきましては行政上の行為ということで契約とは少し違いまして、指定管理者の選定につきましては、単なる価格競争による入札とは違った行政行為という位置付けになっておりますので、そこが少し異なる点でございます。指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則として公募によることとなっております。一方特例として公募によらずに選定をすることができる規定も設けております。施設の性格でありますとか規模、機能、設置経緯等を考慮しまして、設置目的

を最も効果的効率的に達成することができるかと認められる団体を公募によらずに指定することができるようになっております。邑南町の場合は多くの施設がこれによっておきまして、保健衛生あるいは介護関連の施設、研修学習等の施設、集会所や自治会館など多くの施設の管理を公募によらずに特定の団体、例えば社会福祉協議会でありますとか自治会、商工会、観光協会などの公的団体等あるいはその施設の設置と管理に密接な関係がある団体、JAでありますとか県森連でありますとか食品加工グループでありますとか、そういうところをお願いをしているものでございます。公募している施設につきましては一定の収入いわゆる利用料金でございますが一定の収入が見込まれ、特に民間の事業者による経営手法によることで効率的な施設の設置目的が達成されると認められる施設について、事業者から施設の管理について提案を受けこれによって選定をすることが望ましいと考えられる施設については公募ということにしておきまして、候補施設につきましては主に御承知のとおり観光・交流系の施設でございます。いこいの村しまねでありますとか香木の森公園内の施設でありますとか青少年旅行村、道の駅などがございます。選定の基準でございますけれども、地方自治法及び邑南町の指定の手続きに関する条例及び施設の設置管理条例に基づいて行うものでございますが、指定に当たりましては公募非公募を問わず、申請者から事業計画書あるいは収支予算書などの書類を提出いただきまして、内容や申請者の能力、収支計画等を総合的に審査し、指定管理の候補者として適切であると判断した場合には、庁舎内の選定会議を経て議会に提案をさせていただいております。なお、必要に応じましてプレゼンテーション等の方法によりまして、業務遂行能力などを審査をさせていただきます選定をする場合もでございます。以上でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 大変詳しい説明をいただいたわけですが、詳しくすぎて町民の皆様が理解できたかちょっと私も不明なんです。私が個人的に解釈しておりますのは、端的に言えば指定管理というものは指定管理料が発生するものもしないものもある。町がその事業内容によっても、地域地区も考慮したりして指定管理料等も発生する場合しない場合、指定をしてお願いをする団体を決める場合もあると思いますし、もちろん言われたように議会が最終的に承認をしてよし悪しを決定するわけですが、公募というものは競争原理も働くものですので、ある意味公平性も保たれるように思います。委託事業につきましては、執行部側が決定して出てくるのは、議会に提

案されてくる予算案の中に盛ってあるというところが少し違うとは思いますが。ほとんどの委託事業につきましては、予算が必要で数十万程度のものから一千万二千万ぐらいかかるような事業もあると思います。

業務状況とかそれから報告義務等もあるようには思いますが、そういった内容については年度で精査されると思うんですが、既に複数年契約で結んでおったり単年度でも継続して同じ委託先に出される場合もあると思うんです。そういった場合に、指導とか契約解除に当たるのではないかとというようなことが発生した場合のマニュアル等もあるのでしょうか。議員の中でも関係者が予算等に関係する場合は除斥ということで採決にも参加できないという部分があるわけなんですけど、町の職員さんを含めOGOBの方が業務を開始される場合もありますし、町の関係者等が役員を務める事業者等に委託事業も出されることもあると思うんです。特にそれは兼務じゃない非常勤等の関係になると思いますが、そういったものについてもある程度の決まりごとがしてあるのかが二つ目です。この点についてはどういったある程度の基準があるのでしょうか教えてください。

**○日高副町長（日高輝和）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、日高副町長。

**○日高副町長（日高輝和）** まず指定の指定あるいは委託の関係で、取消し等のマニュアルというのはあるのかという御質問でございます。業務委託につきましては、契約書によりますので、それぞれの契約の中で取消し等の規定については触れておるところでございます。指定管理につきましては、これは条例のところでは指定の取消し要件等を触れているところがございます。町のOBでありますとかOGの方が参画されるような企業といいますか団体といいますかこれにつきましては、基本的に制限ということはないと思いますけれども、業務を開始される代表の方等が町を退職されて何年かの間は町に対する要望等ができないというような規定はあると考えております。

**●辰田議員（辰田直久）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、辰田議員。

●**辰田議員（辰田直久）** 後段の部分ですが町の関係者ももちろん今まで奉職されてきたわけですから、いろんなノウハウとか情報が先に入ってくるとかいろいろあると思うんです。そういった面が不公平感につながらないようにやるためにも、きちっと決めていただかないとはたから見ると疑問に思われる町民の方がおられても不思議ではないと思いますので、ぴしっと決めていただかないと。入札にしても随意契約にしても、一社に限られてしまうと選択の余地が執行部側にもないと思うんです。そのへんも、いざというときには直営とかするとかいうようなことも考えなければならぬ場合もあると思いますので、今の時代ぴしっと決めておいたりすることは大変必要なことではないかと思います。私が思うことなんですけど町が委託される事業数多くあるわけなんですけど、それは資格とか専門知識をもった部分については誰もが参入できないかもしれませんが、参入するために勉強したり資格を取ろうという方も出れば、同じ栈さんにのぼれると思うんです。商工会さん今会員数が増えたということでもいろいろあるわけですが、会員数というのは1人の個人事業者でも100人おる事業者でも1会員なんです。そうすると今増えとるといのは、個人的ないろんな他業種の方が増えているように思います。逆に言えば従業員を使って古くからある商工業者さんは、もう廃業とか今後の見通しが暗いのもう二、三年で辞めるんだとかいうような考えをもった方もアンケート上出てきているのも事実です。そういった方や勤められている従業員さんが、町の委託事業を受けられるような体制を整えば数多くの方に町の行う事業も知っていただいたり自分も参画するんだという形で、町の方も弾力的な対応をしていただいて商工会さんとも連携を取っていただくことが、もちろん将来性も公平性も踏まえることにもなりますし、そういったものに参入しやすい仕組みづくりも考えていただきたいということをご希望をしておきたいと思っております。それでは三つ目に、児童生徒を中心としたスポーツの振興の必要性ということで質問させていただきますが、二つ項目に分かれてますが関連性もありますし私の聞きたい趣旨からも一緒に答えていただければいいと思うんです。スポーツの振興によって期待される効果大まかすぎてちょっと答弁も難しいかもしれませんが、これが学校運営の中ではネックになる部分と協力しなければならない部分といろいろあると思うんですが、その点について教育部門児童生徒の担当部署でもある教育委員会と含めてどういった考えでおられるか。その課題と対応含めてお聞きしたいと思います。

○**高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、高瀬学びのまち推進課長。

**○高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃）** 議員御質問がございました児童生徒を中心としたスポーツの振興の必要性についてということで、二つ御質問いただきました。まず最初にスポーツの振興において期待される効果についてでございます。児童生徒を中心としたスポーツの振興の必要性について、健康的な生活習慣を身につける上で重要であると考えております。また、スポーツをすることで認知能力と言われる知識、技能、思考力のほか、非認知能力と言われる最後までやり抜く力や人とコミュニケーションをとる力などを育むとも言われております。このような力は、世界へも羽ばたける力の育成にも大きく関与していると考えております。また、子どもたちに限らず身体的、精神的、社会的に多くの効果があります。その上でスポーツを振興することは、教育機関や地域社会において重要な役割を果たすものと考えております。また、子どもたちにスポーツの可能性や素晴らしさ楽しさを知ってもらえるよう、プロスポーツ選手との交流の場として県の実施するトップアスリート派遣事業に手をあげて今年度高原小学校で実施することが今現在決まっているところでございます。中山間地域であってもこのようなトップアスリートと触れ合う機会を今後も設けていきたいと考えているところでございます。それから2番目の質問の学校運営の中での課題と対応についてでございます。まず、最初に部活のことで少し触れさせていただければと思いますが邑南町の部活については平成30年より、専門的な技術指導ができる地域の指導者に来ていただく、邑南町地域指導者活用事業を始めておりました。教職員の配置が困難な状況の中で本町のような中山間地地域では、部活動の維持のために必要不可欠な事業となっているところです。しかし、中山間地域においては地元で専門性の高い指導者を見つけることは非常に困難であり近隣市町へ依頼しますと、その分の予算が別途係ることになりますのでそういった予算確保にも課題があると考えております。令和4年度からは教員になりかわりまして部活動全般を指導できる、邑南町中学校部活動指導員配置事業を始めておりました部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減につながっているところです。しかし、地域指導者同様に人材の確保が課題となっております。学校運営とはちょっと少し切り離しての御説明になりますが、スポーツ少年団、部活も含めての話ということになりますが、少子化の影響により活動が難しくなっているあるいは子供がいない、活動をやめていくという話も聞いております。競技団体の開催ルールの変更等により合同チームでの参加を認めたり、競技関係者の努力により近隣のチームと合併する動きなどもあり、子供たちのやりたいスポーツができる環境を維持していくことが一層厳しい状況になっています。このような状況の中で、教育委員会としてできることがないか検討していく必要があると考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 学校運営をする側でしたいけどできないこととかいろいろ人員の面とか苦慮される面もあることを理解するわけなんですけど、町内見渡しましてもいろんな学校の部活動以外各スポーツサークルといいますかいろんな活動されていますし、学童生徒さんに限らず一般の方もいろいろとスポーツに取り組んでおられるところなんですけど、学校の運営の中では難しい面もあることも理解しますが課長も言われたように、学校も含めて町全体で取り組めるようなスポーツ振興についても考えたいということだったんですが、今コロナ禍で課外活動が文化伝統も含めて制限されている中で、様々な交流が以前よりは大幅落ち込んでいるように私は思います。今何に注目し何だったらみんなを取り込めるだろうかなって思うえば、若年層から高齢者までグラウンドゴルフまで含めてです。やっぱりスポーツを含めた交流があれば、そういった面を幾らかカバーできるんじゃないかと思えます。本人、保護者、祖父母、地域にとっても活力を与える今が良い私は機会ではないかと思えます。それというのも最近ワールドカップ、陸上、野球、バスケ、バレーいろいろあって、今はラグビーも始まったわけですがすごい関心度も高ければ日本勢の活躍、日本新記録いっぱい出てきてるわけですね。近くに目をとおせば、島根県内でもこの大田邑智郡とか中部圏域の学校の生徒さん、小中高すごく活躍されていていい成績を上げられておると思うんです。特に中学校の野球なんかは全国大会へ中国代表で2校島根県から出て、どちらもベスト4に入ったとか。これは下手すれば決勝もやったんじゃないかというようにどこまでいかれましたし、先般少年学童野球で四国で行われましたマクドナルドの野球大会もなんか準優勝されたとか。個々にはバトミントンであるとか中央高校のカヌーであるとかいろんな面で活躍されている。もちろん、指導者さんの影響もありますし、本人さん周りの機運とかいうのも影響してきているんじゃないかと思えます。そこで少年学童野球から中学校高校のいろんなスポーツに対して部活動も含めてですが、石見中学校の野球も復活してきているわけですので、そういった機運をやはり高めたり地域交流の一つの起爆剤となるのには、来年度にかけてもう少し邑南町はみんな町民スポーツに取り組んでいるんだってというような形で、一体となる方法もあるんじゃないかと思えます。そこで、スポーツサークルをやられる保護者さんからも話が出たんですけど、使わせていただくグラウンドの整備はマンパワーでやっておられるんですけど、それに関わる燃料とか除草剤とか時には真砂土等で埋めたりするような業種によってはできる保護者さんもいらっしゃる。そういったマンパワー別

にして、その施設の利用料の軽減も含めてそういった経費を町として積極的に負担しようというお考えはないか、お聞きしたいと思います。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、植田学びのまち総務課長。

○植田学びのまち総務課長（植田啓司） 町内の体育施設の利用料についてですが町内のスポーツ少年団であったりとかそういう団体については、全額減免のほうさせていただいております。設備の整備については、グラウンドのラインであったりは各団体のほうで対応のほうをさせていただいております、草を取ったりも。大きな改良とか修繕であったりとかは教育委員会のほうで対応させていただくんですけども、細かいクラウドの整備であったり等は各団体のほうで対応させていただいてるのが実情でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 先ほども申しましたようにスポーツ振興に向けた来年度に向けた対応と、今のような軽微と言えれば軽微かもしれませんが大きなと言えれば大きいんですけど、そういった費用負担も学童だけでなく全体に広げていただくことによって、町内の美化とかいろんな整備的なものも一助になるんじゃないかと思っておりますので、そういった一つの目的から派生していくような形の対応も考えていただければ、微々たるものかもしれませんがある意味での町財政に寄与していく部分につながるんじゃないかと思っております。是非とも今疲弊しているというかコロナで少しネックになっている部分をみんなが取り込める事業ではないですが、その分野によって考えていただくということも必要ではないかと思っておりますのでよろしく願いをしておきたいと思っております。そして最後の四つ目の質問に入らせていただきますが、町の公用車の稼働状況と職員の安全運転意識も含めた対応についてお聞きをしたいと思っております。これも二つ掲げておりますが、公用車の管理状況と事故防止やら事故対応について。また、そのために町としていろいろな効果的な独自の対策をどう考えておられるか。質問をさせていただきます。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 公用車の稼働状況と職員の安全運転対策ということについての御質問でございます。現在公用車は全体で147台ありまして、職員が公務で使用できる車両はそのうち67台となっております。残りの80台は、マイクロバスや消防車、除雪車など、使用が特定用途に限られた車両となっております。公用車の日常管理につきましては、所管している各課において車両ごとに管理担当職員を決めて日常の管理を行っております。また、車検の管理につきましては総務課で一括して行い、四半期ごとに見積り合わせを実施しております。年度末には、各車両の走行距離等を確認しその稼働状況の確認を行っております。車両ごとに使用年数走行距離は異なっておりますが公用車は、適正に管理使用されていると認識をしております。公用車の事故の発生時の対応につきましては事故の大小に関わらず、最寄りの警察署へ速やかに届出をするよう指示をしております。もちろん負傷者があればその救護が最優先でございます。事故の内容によりまして、所管課の職員や総務課の担当職員が現地に赴き対応しております。同時に島根県町村会へ事故発生のご報告をしております。また、相手のある事故につきましては、必要に応じて先方にお詫びに伺うなどしております。保険の請求につきましては、車輛の修理完了後に島根県町村会へ行っております。また、独自の対応策につきましては、事故を起こしてしまった職員につきましては、島根県町村会が実施しております自動車事故防止研修会に参加しております。内容としましては、日本自動車連盟の講義や町村会からの説明、運転適性検査などを受講しております。また、自動車教習所で4名程度の職員を人選し安全運転者講習を受講させていただいております。このような取り組みをとおして公用車事故が発生しないよう、公用車を運転する際の心構え、安全運転への意識向上を図り、職員への注意喚起や啓発などを行ってまいりたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。時間がわずかとなっております。

●辰田議員（辰田直久） 管理については一括で担当部署が管理をされているということで再質問しようと思った中に、車検等が近隣の町村でもあったり無車検車が横行していたという事実もあったように後でわかったというようなことがありましたの

で、そういったことがないように。運転者が決まっていないう車の整備点検を含めて責任感というものが自分の車に乗るよりはおろそかというか無関心であるのが、普通ではないかと思ひますんでその点もう1回確認をしていただくことが大切ではないかと思ひます。そこで、あとは普通のプライベートで運転をされた職員さんの中で、例えば免許停止状態になったとかいうようなときには業務に影響を与える場合も出てくる。黙っていればというようないことはな思ひますが、そういうことで何かあつたときも大変なんです報告義務とかなんかはされているのかという点。それと視察行つたときに公用車にはそこの市町の名前が入つてゐるんですが、邑南町の場合はほとんど特殊車両には入つてゐますがあまり邑南町というあれがないんですよ。交通マナーとか自分の責任の内とか交通安全に対するマナー向上にもつなげる点もありますし、町の職員さん来ておられるからちよつとお願いをしようとかいうことで話をかけることもできるんです。普通の一般の車とか、私用の車を使われてると、そこまで職員さんの顔を知らん限りなかなか言えないんです。そしたら新たに役場のほうへ電話したりとか、さっき来たつたんだがいうようなことになつても、効率的にもあるんでやはり公用車としてメリットがあるなら邑南町という表示を、例え今から車にプリントするのは大変だし経費がかかるとなれば、マグネット方式のもんで使いまわしもできますんでそういった考えはないかお伺ひしたいと思ひます。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 職員のプライベートの時間での交通違反や事故などにつましても法令によりまして報告義務を科しておりますので、職員自ら報告をしていただいていると認識しているところでございます。実際に報告もござひます。それから公用車に邑南町の表示ということの御提案でござひますが、これは以前にも指示を受けまして検討しておつたところでござひます。過去には合併前の3町村におきまして、表示をしているところしてないところござひました。議員おつしやいましたような町民の皆さんに対して職員が現場に出ているときに、ちよつとよかつたのでお願いがあるとか伝えて欲しいとかいうことで現場にいる職員に話をさせていただくこともありますので、意義はあるとは思ひておりますが表示をするしないはまた検討はしてみたいとは思ひておりますけれど、まずは職員が現場に出て顔を覚えていただいて、所管の業務それ以外の業務についてもいろいろな御意見を頂戴できたらと思ひておりますので、今後引き続きよろしくお伺ひしたいと思ひます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） これ以上は言いませんが、やれるものとやれば効果があると思われるものは進んでやっていただきたいと思います。最後になりましたが時間がなくなって失礼なんです。最後に町長、私が今四つ質問したわけですが、町長を指名しないから町長が答えられないのかそれはどうか別にして、今四つの質問の中で町長なりに何かお気づきの点がありましたら、最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 四つの質問の中で私が一番感銘といいますか共感したのがやっぱりスポーツの話です。辰田議員さんがおっしゃるようには一方では生涯スポーツ。もう一方では邑南町ならではのこのスポーツ。両方で考えていく必要があるということをお示唆いただいたもんですから、これはいい話かなと思ってます。グランドゴルフという話もありましたので、子供から大人までどうやって参加していくのかということの検討。それから邑南町ならではのということになりますと2030年に国体で野球がございまして、もともと野球の盛んな邑南町でございまして、しっかり体制を敷いておっしゃるような強いチームを作っていかなきゃいけないと思います。と同時に羽須美地域においては、いわゆる伝統でございましてソフトテニスあるいは水泳。そういったところもしっかり我々もサポートしていきたいと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） ちょうど時間となりましたということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

——午前 11時 45分 休憩 ——

——午後 1時 15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第7号、野田議員、登壇をお願いします。

（野田議員登壇）

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 3番、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 3番野田です。よろしく申し上げます。6月定例会の私の一般質問に対する町長の答弁の中で、源流の町とおっしゃいました。いいキーワードをいただいたと思っております。川とか滝とかよく行くんですけど源流というキーワードを今まで使ったことがなかったので今後いろいろと使っていきたくんですけど、やはり邑南町を知らない方も源流であったり雲海などのキーワードから邑南町を知るきっかけにつながりますので、写真とともに邑南町の魅力を伝える様々なキーワードを使っていきたくと思っております。今回の質問は、インバウンドについて。再整備後の道の駅瑞穂の情報発信に向けて。久喜銀山遺跡について。交通についての提案です。通告書に従いまして質問をいたします。まずインバウンドについてです。国や県がインバウンドに力を入れてきている中、いつのタイミングで質問しようかなと思っておりました。邑南町はちょっとまだ早いのかなという思いもあったんですけど、7月に元観光庁長官の溝畑さんの講演が矢上交流センターであり、2025年の大阪関西万博を見据え外国人観光客の呼び込みなどに対しての助言を受けると記事を読みました。ここに外国人観光客の呼び込みっていう言葉がなければまだインバウンドについて質問していなかったと思うんですけど、今回この記事を読みまして邑南町

もインバウンド対策に動くのであれば、気になる点がありますので今回質問いたします。議員になる前に、邑南町と浜田市の官民で作る食を通じた観光・文化交流協議会の事業の中で、外国人向け情報誌への観光情報掲載についてクーポン券の利用はなく雑誌の情報を参考にした外国人からの観光施設への問い合わせもなかった、という記事を読みました。その記事は今でも持っておるんですけど、このとき費用対効果に疑問を覚え、お金をかけなくても発信力で外国人を呼べるのかということが、SNS（エヌエヌエス）発信を始めたきっかけの一つであって、今の原動力であり継続力となっております。今後町がインバウンド対策を行う場合幾つかの気になる点があります。予算をつけるのか、ターゲットはどうするのか。広いターゲットにすると言語化での発信、Wi-Fi（ワイファイ）、案内看板の多言語化。ガイド本を作るとしても多言語化など多くの予算が必要になると思います。また移動手段はどうするのか。インバウンドやった経験あるんですけど、そうした中で様々な疑問が浮かんできますけど、まずは邑南町がインバウンドについてどういう考えをもっているのかを問います。

**○白須産業支援課長（白須寿）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、白須産業支援課長。

**○白須産業支援課長（白須寿）** インバウンドについての考えでございます。コロナ禍前は外国人観光客も増加傾向にあり、邑南町へも一定数の入り込みはあったと認識しています。コロナ禍に入り日本への外国人旅行者が激減し、邑南町を訪れる外国人観光客もほとんどいなくなりました。今年の5月から新型コロナウイルスが5類に移行したことで、外国人観光客も増加傾向となっており、邑南町を訪れる外国人の方も少数ではありますがいらっしゃるようでございます。町の予算としては、コロナ禍前にはインバウンド関連の予算を計上しモニターツアーなどを実施していました。また、先ほど議員御紹介いただいたような浜田市と合同でインバウンド向けの情報誌の作成などを行っておりました。しかし、現在はインバウンド関連としては予算を計上しておらず、田舎ツーリズム事業の一つとして、留学生や日本に居住されている外国人の方などを対象とした地域との交流事業などを実施しているところです。外国人観光客を誘客することは地域経済の活性化の面でも有効であると考えられていますが、議員御指摘のように受け入れ側として、観光案内あるいは食事あるいは生活文化への対応等様々な課題があると考えられます。コロナ禍が明けまた2025年には大阪関西万博が実施されます。それ以降日本へ訪れる外国人観光客の増加が見込まれる状況

ではございますが、現在町としましては現在の進めている観光施策を着実に進め、インバウンドに限らず邑南町へ観光等で訪れる方を増やしていきたいと考えています。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 野田議員からインバウンドについてのお考え、大変大事な問題でありますから私から少し補足もさせていただきたいんですけども。インバウンドをやる上においては、我々の魅力をどう発信するかと同時にやはり受け入れ体制ということが大事だろうと思います。一つは今回観光庁の高付加価値事業。補正予算でお願いをしております。先日これは聞いた話なんですけども、日貫一日（ひぬいひとひ）これゲストハウスです。ここにフランス人の家族の方々が来訪されて泊まりました。1泊2日だったでしょういろいろともてなしを受けられたと、大変感動を受けたということの日貫の方からも聞いております。従ってこの高付加価値事業でゲストハウスを更に増やしていく。恐らくこれが仕上がりますと近隣の市町では大変多いゲストハウスの数になるんじゃないかと思えますし、一番大事なのは発信の面でいわゆる面的DX（ディーエックス）これを一元管理してネットを使って全世界に発信する。こういうことが期待されると思いますので是非補正予算については、また御理解を賜りたいなと思っております。もう一つ万博のことを課長も触れましたけども、私の中間報告で申し上げましたように邑南町が健康長寿というテーマで、全国の10市町の中にどうも選ばれるようなことを聞いております。万博ですから是非そういうところに参加して、邑南町の町はこんな町だということをして是非発信をしていきたいと思っております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 日貫にフランスの方が来られたということは、ちょっと聞いておりました。この間チェコの方を念願だった志津の岩屋にある弥山登山に案内できたことは、この邑南町にもいろんな魅力もあるということはわかっております。今回インバウンドについて質問したのは、予算を付けたとしたら費用対効果については必ずチェックしますということなんですけど、ちょっと確認したいんですけど

ど、来年度に向けて予算を付けるか付けないかっていうのも、これは検討中と捉えてよろしいでしょうか。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 現在のところでございますが、インバウンドに限らず邑南町へ観光等で訪れる方を増やしていきたいと考えております。観光振興予算というものがございますがその範囲内でインバウンドも視野に入れながら、邑南町全体の観光予算を考えていきたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 今後進めていく中でやはり費用対効果についてはしっかりと検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これはインバウンドについてまたヒントになるかもしれないんですけど、この間町内でそば打ち体験をしました。そば打ちをした後に講師の方と意見交換をしたんですけど、コロナ禍前は外国人の方がそば打ちをしに来られていたと聞いておりました、個人旅行ではなく旅行会社のツアーで参加されたそうです。ということは旅行会社も邑南町でどんなインバウンド体験ができるのかということを知っているということは、これからのインバウンドに向けてのヒントになるかと思ひます。いろいろと協力していきますのでよろしくお願ひします。続いては、再整備後の道の駅瑞穂の情報発信に向けてです。令和5年6月6日の全員協議会で議員からの質問に対し、マイクロツーリズムについて検討すると答弁にありました。12地区をつなぐ上でも、また地域内を移動し消費行動を起こさせることは地域活性につながりとても有意義だと思ひます。具体的にどのように進めていくかというのがとても気になっておりました。以前にも言いましたけど、昨年7月ぐらいから産業支援課の職員の方の発信力がどんどん向上していついそなところに出かけている。邑南町の魅力を紹介しています。12地区別のおすすめスポットというのはもう紹介されてるわけですけど、例えば先ほど冒頭で言いましたけど、源流であったり水、神社、体験など一つのキーワードで町をつなげて周遊コースを町が作ることはできると思ひます。周遊コースを作る場合予算をかけてどこかに

委託するということもあるかもしれませんが、今のところずっと見ていて委託しなくても町が周遊コース等発信紹介できると思っております。今後マイクロツーリズムについてどのような動きになるのか。マイクロツーリズムの考えについて答弁をお願いします。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 町として新たな道の駅を中心に実施しようと検討しているマイクロツーリズムは、単純に場所を見てまわるだけのものではなく12地区を訪れてその場所での様々な体験を含めた地域の方との交流もできるようなツアーを考えています。こうしたツアーを実施する場合には、コースの設定のほかにも日程を含めた地域の方あるいは体験活動の調整など地域との協議も必要になってくると思われれます。町としてでございますが周遊コースを情報発信あるいは紹介することは可能と思いますが、マイクロツーリズム自体の企画運営あるいはブラッシュアップを継続して行うには、関係機関との連携が必須と考えております。邑南町観光協会では、先ほど町長の話もありましたが現在観光庁の高付加価値化事業を活用して面的DX（ディーエックス）インターネットを活用した観光客の受け入れなどのシステムを構築する計画があります。こうした取組みと連携しマイクロツーリズムを進めてまいりたいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 連携も必要だと思いますけど最近一緒に職員の方と回っておるんですけど、写真のデータもかなりあって発信面でいうとこの1か月ぐらい前からInstagramの発信もかなりまた変化があってすごく努力されているなど思っていますし、一緒に回っていて邑南町に観光客を呼びたいというすごい熱意が伝わってくるので、いろいろと今後スケジュール等調整して一緒に出かけていって協力はしていきたいと思っていますので、町のほうでもいろいろと情報発信をしっかりしていただければと思います。あと昨日町長の答弁の中に西部地区の観光復興について少しお話されました。再整備後多くの観光客が道の駅を目指すことが

期待されておって、邑南町の南の玄関口である道の駅瑞穂は邑南町だけの玄関口でなくて島根の玄関口にもなるし、そこから西部に向けての玄関口となると期待しております。そうならなければいけないと思っています。島根県全体であったり島根県西部の観光復興にも重要な発信拠点であったり、ハブになって欲しいという思いがありますので、道の駅瑞穂からの情報発信に向けてしっかりと準備をしていただければと思いますし、もちろん協力していきますのでよろしくお願いします。続いては、久喜銀山遺跡についてです。四季を通じ大林久喜には撮影に行ってますし、紅葉が美しい場所には映えポイントという看板も置いてある。6月2日の久喜銀山研修会に参加し、久喜銀山の地質と鉱床（こうしょう）について学びました。鉱床は鉱山の鉱に床と書いて鉱床について学びました。ガイドの方に久喜銀山遺跡を案内してもらえるワンコインガイドに2回ほど参加して、9時半から久喜銀山資料室で説明を受け各所案内していただきました。実際にめぐってみて様々なことを学ぶこともできましたし楽しく巡ることができたんですけど、実際回ってみて幾つか提案が必要だと思いました。2回とも参加者は1人だったので、1回目はガイドさんにお任せコースを案内していただき、2回目は煙道をリクエストしました。煙道、煙の道と書きます。煙道は下から見える範囲しか見ていなかったんですけど、ガイドの方に案内していただき、登山道はちょっと少し整備されておるんですけど、初めて山頂部付近に残っている地下登り煙道を見ることができました。これです。ここがれんがで作ってあってロープがしてある入れないように。このへん木が生えとる。近寄れないんで望遠で撮ったんですけどこのような状態。ここれんがでアーチになってて。すごく前から見たかったんで。見たときに崩れてる箇所もある。すごく貴重なものだと思います。このままの状態だと大雪や倒木によって、更に崩れる可能性というのがあると思います。また縄手吹所跡については発掘時の様子は遠くからたまに見てたんですけど、この縄手吹所跡については、令和4年度歳入歳出決算資料に縄手吹所跡の発掘調査によって久喜銀山遺跡の創業初期である16世紀後半の銀の精錬度が確認されその様相の一端が判明したとあります。すごく貴重なところ。現在はこの縄手吹所跡が埋められております。保存も大切ですけど国史跡の構成要素の一つとなった場所ですから、見せ方も一応考えて欲しいと思っています。現場で説明を受けましたけど斜面を今埋められとるんで、ただの斜面です。斜面を見ながら説明を受けてもぼんやりとしたイメージしか浮かびません。ましてやガイドさんがいなければただ斜面を見ているだけなんです。ここは発掘の様子がわかる写真がある看板、その縄手吹所跡に必要だと思います。さらに、その縄手吹所跡の周りには当時の鉱さいいわゆるからみというものをもう間近で見ることができると。からみまでは一部表面に出ているので、これはとても貴重な体験になると思います。煙道周辺の木を切ったほうがよいのではという意見もあ

るんですけど、山頂部付近に残る地下登り煙道は今後どうするのか。

また、国史跡の構成要素の一つとなった縄手吹所跡の発掘時の様子がわかる看板の設置を提案いたします。

○高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、高瀬学びのまち推進課長。

○高瀬学びのまち推進課長（高瀬満晃） 議員御質問の2点についてですが、その前に久喜銀山のことについて少し触れさせていただければと思います。久喜銀山遺跡は、銀や鉛の鉱石を産出した戦国時代から近代にかけての鉱山遺跡です。銀鉛鉱山における採掘から製錬までの過程に使用された施設跡の調査例は少なく、日本の銀生産技術を示す遺跡であると評価されました。また、銀の製錬に必要な鉛が多く採れ石見銀山に鉛を供給していた可能性が極めて高いと評価されています。近年訪れる方の受入れ体制を充実するため、これまで久喜銀山ガイドの会を中心とした地元団体による様々な講演会や勉強会が実施されました。史跡へ繰り返し訪れていただくため、関係人口を町外から迎えることも模索した事業も展開してきました。町としても、史跡の環境整備や久喜銀山ガイドの会への研修等の活動を充実させるため補助金も交付してもらっているところです。議員御質問の山頂部付近に残る地下登り煙道は今後どうするのかとの御質問です。国指定史跡のため、木の伐採にも国の許可が必要となります。今後の整備については、史跡整備等の現状変更の取扱を記載した保存活用計画を文化庁に認定していただかないと、簡単に整備に進むことができなくなっています。埋蔵文化財の専門家だけでなく土木や建築の専門家に入っていただいた上で長期的な整備計画を策定し、国の許可を得る必要がございます。久喜製錬所跡の煙道だけでなく、久喜銀山遺跡を含めた二千か所以上ある町全体の遺跡の保存活用を、整備費用の捻出も含めて考えていかないといけない現状であります。今後これらのことを総合的に判断し計画策定を進めていきたいと思っております。次に質問のほうですが、縄手吹所跡の発掘時の様子がわかる看板の設置についての御質問です。久喜製錬所跡から西に約300メートルの距離で調査した遺跡です。発掘調査の結果、鉛の製錬炉跡が検出されたとのこと。周辺から出土した中国産の輸入陶磁器や国産陶磁器、炭化物の化学分析結果などから16世紀後半から17世紀初頭にかけて操業された遺跡であることが判明いたしました。このことは、久喜銀山の最盛期である戦国時代から江戸時代初期にかけて操業された様相を示す貴重な構成要素として評価されました。発掘調査時の様子がわかる看板の設置の必要性は認識していますが、設置については国の許可が必要

となります。今後看板を設置する場合は、看板の内容についても発掘調査時の結果の分析や保存活用委員会の検証及び久喜銀山ガイドの会などの地元団体と協議が必要なため時間を要しますが、設置について前向きに検討していきたいと思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 前向きな検討をしていきたいという言葉、今回これが聞きたかった言葉です。貴重な場所なんで訪れた方はそこを見たくなるのは普通だと思うんですけど、そこに行ってただ斜面だけを見たのではがっかりするということは、いろんなところ行ってんですけど想像できます。保存活用計画というのもありますし地元の方の意見でもありますので、一緒に話し合いながら進めていっていただければと思います。すぐに看板設置とかにならないかもしれませんが、昨日も関係者の方を尋ねて行ったんですけど、時々会いに行っているのでもどのように進められているかというのには必ず聞きます。本当に前向きな検討よろしくお願ひしたいと思っています。続いては広島広域都市圏でのPRはできているかということです。Dive Hiroshima（ダイブヒロシマ）っていうウェブサイトがあります。これは広島周辺地域の魅力的な観光旅事情報をお届けする公式サイトなんですけど、ここのウェブサイトには、町の観光スポットの情報の発信やイベントなどの参加はできていると思っております。そのような発信も見てますので、よくやられていると思っております。広島に大型商業施設、ジアウトレット（THE OUTRETS）っていうのがあるんですけど、そこに行かれた方が広島広域都市圏のPRコーナーに寄ってみたけど、邑南町は観光マップだけだったとおっしゃったので、実際見てみないとわからないんでこの間8月に初めてこのジアウトレットに行ってきました。ジアウトレットの中に広島広域都市圏情報発信拠点Vベースというコーナーがありました。そこには自治体別にコーナーがあって、いろいろなパンフレットであるとかガイドブックとか置いてあります。島根県から今回参加した浜田市と美郷町、浜田市はA4サイズのガイドブックが置いてありました。美郷町は4種類の冊子が置いてあった。邑南町は観光マップだけです。でも、一言で言うと他の自治体に比べると寂しいかなという思いはあったんですけど、逆に目立ってもしましたので手を取りに行くかなと率直にそのとき感じました。そのように自治体別の棚とは別のコーナーがあってそこには様々な種類のチラシが置いてあったので、今回久喜銀山のところでこれ質問してるんで、久喜銀山遺跡をガイドさんに案内してもらえらる機会があったので久喜銀山遺跡に関するチラ

シなどがそこに置いてあればいいのかなと思いました。先ほど課長の答弁の中に関係人口という言葉が出てきたんですけど、実際ガイドさんに案内されているような情報が入ってきてただ行くだけではなくて地元の方と交流できることが関係人口につながると思いますので、今回ワンコインガイド等開催されていて観光客の方と触れ合う機会があるので、広島広域都市圏でのPR、特にこういったジアウトレットとかにそういったチラシを置けるスペースがあるので、どんどんPRしていただきたいと思いますんですけど改めて聞きます。広島広域都市圏でのPRはできているのか答弁をお願いします。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 広島広域都市圏のPRについての御質問でございます。まず邑南町が令和4年度から参画しました、広島広域都市圏について概要を触れたいと思います。広島広域都市圏は広島市の中心部からおおむね60キロメートルの圏内にある自治体、東は広島県三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの28市町で構成している圏域でございます。圏域内のどこに住んでいても豊かな暮らしを送ることができる、誰もが住み続けたい住んでみたい広島広域都市圏の形成を目指して、様々な分野で連携した取組みを行っているということでございます。その中でPR活動、特にここでは情報発信事業について御説明をさせていただきたいと思っております。議員は御承知のことがあると思っておりますけど御容赦ください。広島広域都市圏では、観光振興事業をはじめとする十余りの事業を関係市町とともにやっているところでございます。具体的に実施している内容といたしましては、先ほど出ました公式広島観光情報サイト、ダイブ・ヒロシマ（Dive! Hiroshima）への邑南町のイベントや観光地の掲載、広島広域都市圏参画イベント、浜田市美郷町邑南町へ来てみん祭の実施、RCCテレビ、広島広域都市圏魅力発信元就二百万一心という番組です。これで邑南町編の放送、広島広域都市圏イベント情報誌、り～ぶらへの情報掲載など、こういったことをやっているということでございます。また広島広域都市圏への加盟によって、広島バスセンターの総合案内所であったり広島港総合案内所へのパンフレットの展示。先ほど出ましたジ・アウトレットヒロシマのV(ブイ)ベースでの紹介ということもできるとなっております。議員お尋ねの久喜銀山遺跡のPRについて申し上げますと、先ほども申しました公式広島観光情報サイトのダイブ・ヒロシマにおいて、昨年の7月に広島市内で行われました講演、毛利氏と石見銀山を支えた

久喜銀山の物語であるとか、今年の3月～5月にかけて健康センター元気館で行われた、久喜銀山遺跡パネル展、久喜銀山展示室であるとか久喜銀山ワンコインガイドについても紹介しているというようなどこでございます。しかしながら、おっしゃられるように公式広島観光情報サイトのイベント情報に掲載する一方で、邑南町の観光施設を紹介するスポット情報の中には、久喜銀山遺跡は掲載しておりませんでした。この久喜銀山遺跡は、邑南町の重要な遺跡でありますので、改めて久喜銀山遺跡の掲載に向けて準備を進めるなどPRに努めてまいりたいと考えております。先ほど申しましたジ・アウトレットヒロシマのVベースというコーナーは広域都市圏のPRエリアの一部ということでございますけども、1日無料で貸し切れることもできるということであったりとか、町のPRをできる取組みがこの秋からスタートするということでございますので、こういったところを活用しながら、この久喜銀山遺跡に限らず三江線鉄道公園であるとか香木の森公園など邑南町の見どころを紹介してもいいのかなと思います。ちなみに、ジ・アウトレット広島のV（ブイ）ベースに関して言いますと、令和4年度の実績で来場者が約三万人。月平均で言うと二千四百人ぐらいが訪れていらっしゃるということなので、十分PR効果があるのかなと感じているところでございます。

○白須産業支援課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須産業支援課長。

○白須産業支援課長（白須寿） 広島広域都市圏を活用したPRについてでございますが、現在この広域都市圏事業を活用しまして、邑南町と広島市で人事交流を行っております。産業支援課に広島市から1名来ております。また邑南町から広島市の観光の担当のおもてなし推進課というところへ1名人材を派遣しております。先ほど、地域みらい課長から様々な取組みがありましたが、こういった人材なども活用して連携を取りながら進めているところでございます。ただ、先ほど野田議員のほうからも指摘がありましたような課題もありますので、PR媒体について今一度確認をした上でその積極的活用の準備を進めているところでございます。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●**野田議員（野田佳文）** よろしくお願ひします。パネル展見に行きました。初めてワンコインガイドに参加したときに、ちょうどパネル展を見て久喜銀山に来られた県外の方がいたんですけど、ガイドさんと一緒にいたんですけど何ておっしゃったか。もう案内できて申し訳ないとおっしゃったんですよ。それだけ来てる人には案内をしたっていう熱意が伝わってくるんですよ。だからしっかりとPRしていただきたいと思います。あと進める上でも、しっかりと関係者の方と情報交換しながら進めていって欲しいと思います。PRのほうはお任せします。昨日も関係者の方と話して今後また産業支援課の職員の方と撮影しに行きますんで、ある程度段取りは組まさせていただきますように案内します。そういうふうに撮影する段取りを組んでおります。今後ともPRのほうよろしくお願ひしたいと思っております。続いては、交通について2点提案させていただきます。令和4年度歳入歳出決算資料邑南町地域公共交通網形成計画の事業の目的に、将来にわたって安心して暮らすための移動手段を安定的に確保できるように、地域ニーズに対応した公共交通網を、町、交通事業者、住民が一体となって作り、守るために各種事業を実施するとあります。将来にわたって安心して暮らすために、一緒に考えていきたいと思っております。一度に全てのことを解決できなくても住みやすい町にするために少しずつ前に進んでいただきたいと思いますので、いろいろと提案させていただきます。免許返納後の不安や対象地域の範囲を超えた場合は、実費負担となる現在のタクシー利用助成事業に不満の声があります。邑南町という一つの町なのに、地域によって違いがあるのはおかしいという意見もあります。提案させていただくんですけど、通院時のみ対象地域の範囲を超えた実費分の補助を提案いたします。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

●**石橋議長（石橋純二）** はい、田村地域みらい課長。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** タクシー利用助成事業について、通院時のみ対象地域の範囲を超えて実費分の補助ができないかというような提案でございます。タクシー利用助成事業について若干説明を申し上げますと、邑南町では約1年半かけて実証実験を行って、令和4年の4月から運転免許証の返納者などを対象にこのタクシー利用助成事業をスタートしたところでございます。石見地域と瑞穂地域のエリアを二つに分けて、このエリア内であれば片道740円でタクシーを利用できる制度となっております。これまでの実績で紹介しますと、令和4年度の助成額の合計が880万7,890円でございます。登録者総数は9月7日現在で273名となっております。

りまして、現在も毎月10名弱のペースで登録者が伸びている状況でございます。議員御提案の通院時に限って範囲を超えた部分の補助という提案でございます。まず今の制度を申し上げますと、対象エリア外で行く場合はエリアを出た時点から普通のタクシーの料金が発生しているということでございます。例えば瑞穂地域からこの制度を使って邑智病院へ行く場合、瑞穂地域内の移動の740円。そこを超えて邑智病院までが、大体三千円くらい追加で料金が発生しているということになります。令和4年度の実績で、この利用方法で乗車された方に限って言いますと全利用回数3,350回あったところの中で、瑞穂地域から邑智病院に出かけられた方が25回あった。瑞穂地域から大朝ふるさと病院に出かけられた方が14回あった。石見地域から通院で地区外に乗車されたという実績はないということでございます。こうした実績を踏まえまして、議員が御提案されます対象エリア外への実費分を補助するということになるりますと、負担が軽減されるということになりますので令和4年度の実績数以上の利用の増加が想定されるということがあります。同時に利用が増えれば、当然町からの助成額も更に増加するということがあります。このタクシー利用助成事業はかつて運行して今廃止にしましたけども、ふくし号瑞穂エリア内を走っていた路線バスです。さらに言うと、やまびこ号石見地域を走っていたバスでございます。エリアを走って幹線まで接続するという役割を担っていたという路線でありまして、これの代替手段として今のタクシー助成があると御理解いただきたいと思ひます。担当課としましては、今以上の財政負担を伴う制度の拡充は今のところは考えていないところで、エリア内ではタクシー利用助成制度を活用していただきまして、エリア外からはおおなんバスに乗り換えていただいて利用していただくということで、病院のほうに行っていただければいいのかなと思ひますので、タクシーとバスを併用しての移動をこれからも町民の皆様をお願いをさせていただきたいと思ひます。御理解いただければと思ひます。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 今のところ考えていないということは、もしかしたらということもあるかもしれませんが、これ以上聞くと余り答えを聞きたくないんですけど。今のところ考えていないということは、本当にこれから先検討の余地もあるかもしれないと捉えていいのか。そういう提案をしないでくださいというのか。聞いていいですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 先ほど申し上げたとおりが今現状の考え方でございますけども、これは何に基づいてやっていたかと言いますと交通網形成計画に基づくことでございます。その中で先ほど申し上げましたふくし号とやまびこ号は、デマンド交通に移行するんだよということがその計画の中にありまして、その形としてはタクシーデマンド交通を使いますっていうその計画の実行をしたものでございます。今後また邑南町の交通計画が変わればそういったところも変更になるかもしれませんが、第一段階としてはその交通網形成計画であんまり乗り手が少なかったバス路線を確実に人が乗れるデマンド交通に切り替えるというのが、この計画の趣旨でございました。その方法を取ったということでございますので、御理解いただければと思います。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 交通の問題というのは、今後まだまだいろいろと不安な点もあると思います。もう一度また勉強して何か新しい提案ができるようにしていきたいと思っております。続いての提案については霧の湯の再開までは時間がありますけど、今後検討や町民の意見を聞くなどの時間を要すると思いますので今回提案させていただきます。邑南町だけではなく過疎地域において交通需要が少ないという根本的な問題を抱えている中、バスを利用してもらうには、通院、買い物など複数の用途を兼ね、地域内資源、集客施設など効率よく回ることが必要ではないかと思っております。霧の湯再開後、霧の湯まで乗り換えなくいけることは霧の湯の利用促進にもつながると思います。温泉に入って食事をして一杯飲むとなると、普段車を利用されている方も、バスで霧の湯へ行くきっかけにつながるのではと考えております。おおなんバスの実証実験便のルートについて、通院・買い物・温泉など複数の用途の複合化は、利用客にとって便利であります。霧の湯再開後、田所、邑南町役場、霧の湯の平日3便を提案いたします。お願いします。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 現在実証実験として運行をしておりますおおなんバス実証実験便のルートについての、一つ加えてもらえないかというような御提案だったと思います。現在運行しております実証実験便につきましては、田所道の駅から出羽、高原方面を經由しまして邑南町役場までの間を平日午前中の2往復現在運行しております。この路線については、10月から瑞穂矢上線としてほぼ同じ路線を1便増便をして平日の3往復運行する予定でございます。この路線は最寄りのバス停に医療機関や商店などが多くありまして、また今後は石見高原駅へのはすみデマンドの乗り入れも町としても検討しておりますので、瑞穂・羽須美地域の方を中心に利便性が向上し多くの方に利用してもらえるものと考えている路線ということでございます。議員御提案の霧の湯までもう少し伸ばしてもらえないかというような御提案でございますけれども、現在霧の湯については、おおなんバスの瑞穂インター線のバス停がございまして、瑞穂インター線は邑南町役場と瑞穂インターの高速バス停の間を往復しているという路線でございます。担当課としましては実証実験便を邑南町役場から霧の湯まで伸ばすのではなくて、邑南町役場で瑞穂インター線へ乗換えていただきたいと考えているということでございます。今後霧の湯が再開されまして多くの町民の利用が図られてその町民の皆さんの要望が強くあれば、その便を生活交通で担うべきかどうかも含めて生活交通検討委員会などの場で議論したいと考えております。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） 実証実験便のほう2回程乗りました。今度、瑞穂矢上線になって3便になることは非常に利用性が高まると思っております。ずっと答弁を聞いて、これももしかしてもう霧の湯まで伸ばせないよと言うのかと思ったら、要望があれば検討委員会で検討するということがあったので、今後に期待したいという思いがあります。しっかりと町民の皆さんの意見を聞いて検討していただければと思っております。お願いします。町を良くしたいという思いは、町民も職員も同じだと思います。町の育成、未来を描ける提案を今後もしていきたいと思っております。午前中の最後、町長のお気づきの点がありましたらお願いしますと辰田議員がおっしゃっ

たんですけど、今回早速同じように使わせていただきますけど、町長、何かお気づきの点がありましたらお願いします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） なかなか答えにくい御質問もいただくわけですが、私聞いって非常に好感をもてるのは、具体的にこういうことをしたらどうかあいうことをしたらどうかと、細かくてもいいから町民目線で御提案いただいていることについては非常に良い話かなと感想をもちました。特におおなんバスの実証実験。いわゆる生活交通の便の確保ということについては、これはやはりどの自治体も避けてはおれない問題でありますし、交通の問題についてはまちづくりについては大変大きな問題であろうかと思えます。デマンドバス、デマンドタクシーでやっておりますけども、制約がある中で住民の皆様方には御不便のこともおかけしてると思っておりますが、特に最後の霧の湯までの路線延長であります。今はとにかく邑南町役場から瑞穂インター線へ乗り換えるということしかないわけですが、霧の湯のやっぱり位置付けというのがやっぱり議論される中で単に観光客の方々に楽しんでもらうということよりも、やっぱり住民の福祉向上健康の増進というのが一番だろうと思えますので、そういうところの目線を考えていくなれば瑞穂インター線と邑南町役場のところの接続時間がうまくいっているのかどうか。待つようでは御利用がないとは思いますが、それから霧の湯の位置付けというのは、先ほど言いましたわけですから、是非再開時にはいろんなアンケートも含めたりあるいは今後の町民の方々の動向も踏まえて、生活交通検討委員会の中で議論のテーマとしてやっていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

●野田議員（野田佳文） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、野田議員。

●野田議員（野田佳文） ありがとうございます。少しほっとしました。先ほど言いましたが、本当に町の育成未来を描ける提案を具体的にいろいろとしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、野田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後2時25分とさせていただきます。

—— 午後 2時 10分 休憩 ——

—— 午後 2時 25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして、通告順位第8号中村議員登壇をお願いします。

（中村議員登壇）

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 11番中村でございます。期せずしてラストバッターになってしまいました。今まで7人の議員の皆さんへの答弁でお疲れのこととは思いますが、あと1人でございますのでお付き合いのほどよろしく申し上げます。今回は1点に絞って通告をしております。早速質問に入りたいと思いますが、地域コミュニティのあり方検討委員会の報告書が提出されました。これを受けて、町の今後の方針ということについてお伺いしたいと思っております。この地域コミュニティのあり方検討委員会は令和4年度から開催されて、熱心な委員会での議論であるとか、地域住民からの意見聴取なども行われております。今年7月24日に基本方針として町長のほうに報告をされました。議会に対しても8月2日に、委員長でもある島根大学の作野顧問から説明がありました。私がこれまで何度か議論をしてきました内容が記載されておまして、この方針に沿って今後の地域コミュニティの形成に向けて進められることを望むものです。この報告書を読み解きながら、今後の町の取組みについて何点か問うていきたいと思っております。まず始めにというところで、この委員会を始めた現在の邑南町の課題がいろいろと述べられておまして、第1章では邑南町の現状とこれまでの

取組みといったものが述べられております。邑南町の条件として、持続可能な地域コミュニティというものの範囲を12の公民館区に想定され、その求められる将来像として、住民主役、多様な主体の参加、小規模集落の維持ということが掲げられております。これらの課題であるとか求められる将来像については、これまでもいろいろ議論されてきたことであり、委員会を設立された目的からも執行部の皆さんも共通の認識に立っておられるものと思っております。話を進めさせていただきます。第2章において持続可能な地域コミュニティ仕組みが述べられておりました、1章までのところであげられた課題を解決するための仕組みとして、地域運営組織の必要性が述べられております。この地域運営組織というのが、地域コミュニティのあり方基本方針の大前提になるものと考えます。令和3年の6月に地域別戦略であるとか、羽須美振興室、今は羽須美支所地域振興係を例に出してこの地域運営組織ということについて議論をさせていただいたこともございますが、執行部ではこの地域運営組織の必要性について、どう認識しておられるのかを聞きたいと思っております。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地域運営組織についての認識ということでございます。地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づいて、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織である。これは国が定義している内容でございます。町としては、まちづくりの重要なコミュニティ組織である自治会や集落が人口減少や高齢化によって機能の維持が困難になりつつあるということから、令和4年度から地域コミュニティのあり方検討委員会を設置して、10年後であったりとかその先20年後も安心して安全に暮らせる地域づくりのための地域コミュニティのあり方についての議論を、委員会で議論を重ねてきたということでございます。その結果としまして先ほど議員がおっしゃいましたように今年の7月に報告書がまとめられまして、それを町長のほうに手渡されたということでもありますので、この中で地域運営組織の設立が必要であると委員会のほうではまとめられたということでもあります。町としても、少子高齢化と人口減少がこれからも進むなかで持続可能な地域づくりのためにこの地域運営組織というのは必要なものと認識しております。2020年度に策定しております、邑南町まち・ひと・しごと創成総合戦略2020の中にも地域運営組織の育成という項目を掲げておりました、町内での組織

の設立を目指しているということでございます。いずれにしましても今後の地域コミュニティの形としては、この地域運営組織が必要になるのではないかと考えているところでございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） この報告書の基本方針に書かれてある地域運営組織の設立ということは、必要なことだと認識をされていると伺いました。この報告書では、それから後に地域運営組織のイメージでありますとか、今の自治会とか集落との関係をどうするんだというところがイメージとして掲げられております。具体的な仕組みづくりとして、地域計画を策定しましょうでありますとか、1人1票制あるいは事業評価が必要なんですとかっていったようなことが述べられておりますし、常設の事務局機能、それから地域マネージャーの配置というようなことが掲げられて提案をされております。そして、実際に活動していく上での拠点が要るんだよということが掲げられておりました、公民館のコミュニティセンター化ということが掲げられております。コミュニティセンターと社会教育機能の関連もこの中で述べられておりますが、作野顧問の説明でも社会教育法に基づく公民館組織と地域運営組織の関係が一番大きな論点であったと述べられておりました。この公民館のコミュニティ化に対する考え方進め方について聞きたいと思います。私は令和2年の12月の議会において公民館の多機能化、施設管理の地域への移行、公民館へ地域マネージャーを配置してということ提案をいたしました。それに対して、当時の土居教育長は、あくまでも社会教育法に基づく公民館として学びをとおして関わっていくと答弁をされました。また、令和4年12月議会で現大橋教育長に教育行政全般のお話を伺ったときに、地域と公民館の連携をどうするんですかということをお伺いしました。教育長は、郷土づくりの場としての公民館と答弁をされております。いずれも社会教育法に規定する公民館を前提とした答弁であったと思います。教育委員会の中でのこういった考え方の中でこのコミュニティセンター化、これをどう進めていかれようと担当課ではされているのかお伺いしたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地域運営組織の活動拠点として、公民館のあり方はという御質問でございました。検討委員会報告書のまとめとすれば、地域運営組織の活動拠点は地域の中心的な拠点であって町内12の地区にある公民館が適しており、将来的には住民主体で柔軟に運営できるコミュニティセンター化が望ましいとまとめているところでございます。町としましては、一つの地域運営組織の形成エリアとしては公民館エリアを想定している。町では12地区と言っておりますけどそれを想定していることから、現在12地区それぞれにある公民館を活動拠点として、地域づくりと人づくりを一体的に行うことができる体制を作ることが望ましいのではないかと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 田村課長の答弁は、この指針に述べられていることを実現をしたいという答弁だったと思います。この地域コミュニティのあり方検討委員会の事務局として教育委員会から学びのまち推進課長が入っておられます。ですから、教育委員会のほうでもこの情報は聞いておられたと思いますが、具体的にこういう基本方針に沿って進むのかどうかこの検討委員会の中で議論をされておると思うんですが、作野顧問の話の中でもこの部分が一番議論の多かったところだと述べられておりますので、具体的な進め方をどう考えておられるのか、どちらでもよろしいです。お聞かせください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議員のほうからは、具体的にどうやって進めていくのかという御質問がございました。当初から12の地区でつくっていくことを前提とした話になっておりまして、パターンとすれば、この報告書の中では二つのパターンを示しておりますけれどもこれが一律にということではございません。やはり地域の中での考え方がございますので、極端なことを言いますと12とおりにということも議論の中ではあったということでございます。結局はその地域の中で地域運営組

織というのを立ち上げる中で、どこを活動拠点にされるかというのは、先ほど報告書の中では公民館がいいんだよって話はさせていただきましたが必ずしも地域がそこを選ばれるかどうかわかりません。そこについてはそれぞれの地域と話し合いを続けながらやっていくということです。仮にこの報告書どおりの形で進むとしたとしても、この中ではちゃんと社会教育機能として町職員がその公民館の中に配置されて、これまでどおりの活動が続けるんだよということではありますので、そこは変わらないものだと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 令和2年の12月にお話をさせてもらった中で、私は施設としての公民館の維持管理と社会教育としての公民館機能の維持管理というものは、分けて考えるべきではないですかというお話をさせていただきました。それは公民館条例とそれぞれの公民館が入っている施設の施設条例。二つ条例があるわけで、その施設は施設条例に基づいて施設管理をする。公民館は公民館条例に基づいて社会教育の場としての公民館活動をしていくっていう考え方はできませんかという話をさせていただきました。改めて伺いますが、そういった考え方で今の12のエリアの中心施設として公民館を考えるとということはお考えになりませんか。どなたでも結構です。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） これまでも令和4年度から議論を進める中で、いろんなパターンを作野先生からも紹介していただきながら検討を進めております。その中で先ほど言われました看板を2枚掲げているというところもあるという話もされましたので、そういったところはそういう必要性があったと考えます。邑南町はこれだけこの一本でやるということではなくて、それぞれのパターンを検証しながらどのパターンが一番いいのかっていうのはその地区ごとに考えていく。町だったりとか教育委員会も相談に乗っていくという形になるのかなと考えますので、これでなければいけないというものはないと考えます。

○大橋教育長（大橋覚） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大橋教育長。

○大橋教育長（大橋覚） 以前より中村議員さんとは議論させていただいたところ  
でございます。今回いろいろな委員会、私も数回参加をさせていただきました。その  
中で機能の充実、地域づくりは人づくり、人づくりは地域づくりということで、未来  
永劫にわたっての地域づくりのやはり母体は人づくりである。それが基盤になること  
はもう間違いないっていうのは述べさせていただきました。その中で社会教育機能は  
残していただきたいというのもお伝えをさせていただきましたし、もちろん名称につ  
いては各地域でいろいろ御議論があるのかなあと考えておりますけど、機能として必  
ず残していただきたいというのは、お伝えをさせていただいたところでございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私も社会教育はやめなさいという話はしておりません。  
大切なことだろうと私も認識しておりますので、社会教育を行うということと施設の  
維持管理をするということを分けて考えたらどうですかという話をさせていただ  
いているところです。この基本方針の中にも、教育委員会から社会教育に関するスタッ  
フ社会教育主事を派遣してもらおうという例と、もう一つは地域のほうでそういった主  
事にかわる者を置くというようなことも例として書かれております。田村課長が言わ  
れたように、一本の形でいくんではないということだろうと思いますが、そうなりま  
すと公民館のあり方といいますか施設のあり方というのが、12とおりできてくるっ  
ていうそれでもいいということなんではないでしょうか。それは条例的にどうのこうのとい  
うことであれば、それに合うような整備をしていけばいいいんでしょうが、そういうお考  
えかどうかというところだけ確認させてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 施設の使い方についての御質問だと思います。この報告書の中では一つの案として指定管理という形をとって、行政部局がその施設の管理をその地域コミュニティ団体をお願いするという形もされておりますのでそういったところも今後は有り得る話だと考えてます。少し時間をいただいて12地区の公民館が同じようなパターンではなくて地域ごとに少しあり方は変わるのかなと考えますので、それによっては条例の改正が必要だったり法令整備が必要であれば、そういう対応をしていく必要があるんだろうと考えております。

**●中村議員（中村昌史）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、中村議員。

**●中村議員（中村昌史）** わかりました。先ほど教育長が言われました、人づくりであるとか指定管理の話も今出ましたけども、それはこの後ちょっとまた話をさせていただきたいと思います。この基本方針を進めたいと思います。そういった公民館のコミュニティセンター化ということが書かれております後に、地域運営組織が担うべき事業というようなものが掲げられておりますが、これは先ほど田村課長が言われたように、それぞれの地区地区で事情が変わってきてニーズが違うということがありますから、そこに合った事業をやるということになるんだろうと思います。令和3年のときも総務省の資料を提示させていただきましたが令和4年度のものの実態把握調査をやっているものがございまして、その中に具体的に地域運営組織で行っておる主な活動というところで、祭り・運動会などのイベント、交流事業、健康づくり、それから地域の美化清掃、防災訓練研修、広報誌の作成発行、高齢者交流サービス、文化スポーツ、このあたりが50%以上の地域運営組織で行われていることのように。令和4年度で全国で七千ぐらいな地域運営組織があると総務省では認識しておるようです。それ以外にも様々ありまして、それぞれその地域の実情に応じた活動をされているということが実情のようです。第3章のほうで町の支援。第4章で実行計画。第5章として、継続していくためのさらなる課題ということが述べられておりますが、ちょっと関連がありますのでこのへんのことをまとめてお伺いしたいと思います。第3章の町の支援というところで、地域運営組織の設立運営に対する支援が必要ですよということが述べられております。これについて、担当課として具体的にどのような、ここに述べられているのは財政的な支援であるとか人的な支援であるとかということが述べられておりますが、どのようなことを想定されておるかを伺いたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地域運営組織の立ち上げに向けての支援体制ということだと思います。既に地区独自で地域コミュニティの見直しを始めている地域も今現状であるんですけども、現在の体制を見直して新たな地域運営組織をつくっていくにはそれぞれの地区で大変なエネルギーが要るんだろうと考えられます。町としては、設立運営の伴走支援を当然行っていく必要があると考えております。この中で地域コミュニティの施策で言いますと、地区別戦略というのを今ずっと続けてきました。これは12地区単位でやってきたんですけども、それも伴走支援に近い形でやってきたということでございます。具体的には設立の準備段階で必要となるのが、設立に向けてあるいは運営に対しての手引きいわゆるマニュアルというもの。そういったものが必要になるんだろうなと思いますし、先行している自治体では作成されておりますので、これを作成をして地域運営組織の設立を検討されている地域に関して早めにお示しをさせていただいて、設立後の運営経費についても当然必要になってくると思いますので、そういったところは今も自治会活動の補助金という形で出しておりますけれども、それをベースに地域運営組織で必要となる支援制度というのは検討する必要があるなと考えております。なるべく早めにこういったことをお示ししながら検討されてるところの歩みをとめないようにする必要があるなと考えておりますので、そういったことで町としてはバックアップしていきたいと考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 先進という言葉は悪いですが既に町内で行っているというか、移行に向けて取り組んでいるところのマニュアルというか情報を共有するというようなことと思いました。それから運営については、現在自治会活動補助金を出しておられますがそういったものを移行するというか、そういったもので何とかしていきたいということだと思います。第5章に述べられておりますように、地域運営組織というものは設立してからずっと継続して続いてやっていかなければならない。そのためには、教育長が言われた人づくりであるとか課長の言われた財政的な支援である

とかということが必要になってくるんだらうと思うんです。先ほどの総務省の出しております資料で言いますと、地域運営組織の持続的な運営に向けた課題というところで言いますと一番は教育長言われたように人材です。活動の担い手となる人材。御存じかと思いますがいろいろ協議をする段階と、そこで決まったことをその地域の中で地域を維持していくために実際に動かなきゃいけない。例えば、草刈りをするとかっていうようなときには、そういった活動するための人材。一番の不足というのは、活動の担い手となる人材の不足ということが挙げられています。次が次期のリーダーとなる人材の不足。その次がリーダーとなる人材の不足。その次が事務局運営を担う人材の不足。このあたりがやっぱり一番求められているとこだと思います。その次ぐらいに活動資金というのが出てきてます。この活動資金、収入源を調査したものがあまして、市区町村からの助成金交付金等これをもって充てているというところが、これで全部充ててるんじゃないなくてこれをもらっているというところが84%あります。それから構成員からの会費を徴収している、これも充てているのが40%です。あとが寄附金だとか、それから国都道府県等からの助成金・交付金、民間団体からの助成金、公的施設の指定管理料、これは先ほど課長が言われた、例えばその地区の公民館の指定管理をその団体にお願いをする指定するっていうことだらうと思います。それから、市区町村からの受託事業、いわゆるアウトソーシングです。例えば、今配り物を集落単位で行政協力員さんをお願いをしていますがそういった制度を見直して、この地域運営組織でお願いしよう。それから、利用者からの利用料だとか収益事業の収益というようなものもあります。そういったこういったものを複数集めて組織を運営している。そういったことが今の地域運営組織の実情のようです。そういったことが軌道に乗るまでその間が大変なんだらうと思うんですが、その間は田村課長は自治会補助金のようなものを転用して何とかしていきたいとおっしゃいました。そういったことを何とか継続してやっていけるようになるまでの間をお願いしたいということをお願いしたいと思います。それから人材育成のことですけども、これも2年の12月に地域マネージャーというかリーダーになるべく人を、役場職員の中から公募したらどうかという提案をさせていただきました。働き方改革ということも含めてです。答弁としてはそのときはいただいてないと思っておりますが、改めてお伺いしますが役場職員の中でよしやってやろうと言われる方を公募するっていうことでの人材確保の可能性はどうお考えでしょうか。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

**○大賀総務課長（大賀定）** 地域運営組織を担っていく人材として、職員から公募してはどうかという御意見でございます。恐らくフレックスタイムの制度であるとかを想定をされての御意見かなとは思っておりますけれども、そういう地域運営組織への活動に従事することもフレックスタイム制度の利用について一番の目的として掲げております。ただ、その運営に従事するというのであれば、従事した時間をほかの勤務日に振り替えて勤務をしなければならないというところがあったりします。職務免除というような制度もあるかもしれませんが、そのへんについてまだ細かく検討はしておりませんが、今後視野に入れていく必要はあるかと思っております。今後検討を進めてまいりたいと思っております。

**●中村議員（中村昌史）** はい、議長。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、中村議員。

**●中村議員（中村昌史）** フレックスタイムに限ったことではなくて、出向であるとかということも含めて可能性を検討していただきたいと思います。先ほど教育長が言われたように、学校教育から社会教育にかけて人材を育成していくことができれば一番いいんでしょうが、これは時間がかかることですし役場職員の優秀な方々を何とか活用できないかなという考えであります。地域おこし協力隊を活用した地域マネージャーの育成ということも可能性としてあるんじゃないかと思っております。実際に羽須美では課長御存じだろうと思いますが、NPOひろしまねと中山間研究センターと邑南町もコンソーシアムに名前を連ねていただいていると思うんですが民間の財団から助成を受けまして、地域マネージャーの養成講座というものを今始めたところです。そういったことを、行政として何か考えられないかということについていかがでしょうか。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 地域マネージャーに適する人材の配置、あとは人材育成の考え方と捉えさせていただきます。先行する自治体の例を見ますと、地域運営組織を設立すると常設の事務局というのが必要となってくるということでありま

した。また、通常の事務局よりもより高い高度な知識や技能をもったマネジメント人材の配置が必要となるということが想定されてくると思います。そういった人員の配置に関しては、各地域運営組織ごとに必要になってくるということでもあります。こういった人材は、身近で探して適任者がいらっしゃればそれにこしたことはない。こうしたこと以外に適任者がいない場合。周りから探してこなきゃいけないということになると、議員が言われた地域おこし協力隊っていうのは一つの制度だろうと思います。これは3年という短い研修期間ですので、その後4年目以降はそのままマネージャーとして配置されるというのが前提であると思います。その3年の期間の中でしっかり研修を積んでいくということになるのかと考えております。ただ、そのマネジメントのスキルを磨くための今そういった研修カリキュラムが実際ないです。今言われた羽須美の地域で今やっけていただいているのが、まさにそういったマネージャーの育成講座的な話ですので、そういったところを活用しながら一定のこういうカリキュラムができましたら、活用しながら人材の育成をしていく必要があるかなと思います。もう一つ違う視点で考えますと、県立大学が今地域づくりに根差した人たちを育成していこうといますか目指される方を、学科として設置されたということでその地域づくりコース、昨年から邑南町もフィールドとして参画されていますし今年2年目でまた地域づくりコースの方が邑南町に入ってきていらっしゃる。そういった方が卒業後に地域に対して思いが深いという方に関しては十分その成り手になるのかと考えますので、そういったところも少し期待できるところかなと思います。人材については、地域からあるいはまた外からっていうプランも持ちながら、マネジメントできる人材の育成についてはプログラムをしっかりつくっていく必要があると思いますので研究をしてまいりたいと思います。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） いずれにしましても次期リーダーになる人っていうのが、いわゆるマネジメントのできる人材がこれ必須なわけですからこの確保というか、この地域運営組織を継続して運営していこうと思うとですね、課題なのかなと思っております。地域おこし協力隊の話をしました。確かに課長言われるように3年ということなんですが、地域おこし協力隊は3年間は地域おこし協力隊として個人的な賃金と研修先に対する研修費が出るっていう制度ですけども、本来はその後地域マネージャーとしてそこに定住していただくとその方のいわゆる賃金を組織の中できち

んと確保していかなきゃいけないです。そのために財政的な支援が欲しいですという話です。最初に言いましたように市区町村からの補助金・助成金で動いているというところがほとんどなんですが、それ以外の部分を指定管理であるとか町からのアウトソーシングであるとか収益事業を行うとか、それから国県の様々な助成金・補助金。今、地域運営組織に対しては内閣府とか総務省とかだけでなく、農水省もこういった地域運営組織に非常に興味を示しております。農村RMOですか。RMOっていうのは地域運営組織のことなんですが、その農業版です。資料を見ると地域運営組織の行っている業務の中で、農業に関するものっていうのが少ないんです。農水省では、そういった農村での自治組織といいますか自治会とか集落であるとか、農村でそういった組織が維持できなくなると農地も維持できなくなるということもあって、農水省ではそういったことに力を入れておるようです。そういった情報も各地域に情報をきちんと出していただいて、そこで自立してやっていけるような財政的な根底ができるような支援をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） この報告書を尊重していくということから言いますと、町の支援というのは先ほど言われましたような人的支援も含めて財政的な支援が当然必要になってくるということでもあります。これまでは自治会活動という部分に関しては、その地域内の人口・世帯数でカウントしたものをそのままお渡ししていたということでもありますけど、これからはその活動内容によって町からバックアップする必要が出てくるんだろうと思いますので、これをやるんだったらこれだけの費用が必要だということを把握させていただいて、地域の方だけでは担い切れないということであれば、当然行政側も行政がやるべきことを一部を担っていただけたということが考えますと、そういったところへの財政支援というのは当然行うべきかなと私としては考えているところでございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 最後に言いましたように、国県の様々な情報も提供して

いただければと思います。農村RMOはもう既に町内でも取り組んでおられるところがあると聞いております。そういった情報を町内で共有をして、できることならそれぞれでやっていけるようになるのがいいのかなと思います。私は最初にこの邑南町地域コミュニティのあり方基本方針の内容が私がずっと言ってきた内容と合致しておるし、それ以上のことがうたわれております。この基本方針どおりに、地域コミュニティの育成について町として取り組んでいていただきたいと思うわけですが、最後に町長見解をお聞かせください。

**○石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

**●石橋議長（石橋純二）** はい、石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** この問題についてはいろいろ議論をしながら、議会でも中村議員さんを中心に質問いただきながら検討委員会でもしっかり検討を重ねたことであります。そういう中で今回7月に地域コミュニティのあり方基本方針というのが示されております。私もこれを最大限に尊重していきたいと考えております。なぜならば、こういうことをやることによって持続可能な地域コミュニティづくりが、10年後20年後も期待できるのではないかという感じを受けております。何よりも三つの要素でございますけども、地域住民が主役。これはまちづくり基本条例にも掲げておるとおりでありますし、今言われておりますように多様な主体の参加。女性も子どもということでございます。そして安心安全に過ごせる。高齢化社会を迎えてあるいは多発する災害があったりして、そのこのところもしっかり考えていく。この三つの要素。あり方基本方針の中でうたわれてるってことについては非常に評価をしたいと思っております。これはいつからこうやるということは、まだ申すわけにはいきませんが、やはりスタートに当たっては住民の合意形成が大事であります。しっかり我々も説明していく責任があるかと思っておりますし、何よりもスタートしたならば継続性が大変大事であります。その継続性ということについては中村議員も御指摘をいただいているように、人材なかんづく地域マネージャー、リーダー、これをどうするのか。二つ目の財源をどうするのか。これは絶対に大事な要素でございます。そういうことについて立ち上がって行政は終わりではなくて、地域コミュニティが成長していくように行政もしっかり伴走という言葉もありますけども、一緒になってやっていくということは約束をさせていただきたいと思っております。農村RMOの話も出ました。これは出羽でございます。農村RMOは県内でもまだ少ないところでもありますけれども、出羽の場合はモデル的に頑張っている。出羽に学ぶ点も非常に多かろうと思ってお

ります。様々なこれまでの取組み。県大生とのつながりもございますし、役場職員の役割・出向等も含めての検討もございました。これも研究していかなきゃいけないけども、要はこの地域コミュニティが地域運営組織がゆくゆくは自立できるようにということが一番大事でございまして、そのためには自前で稼ぐということも大事でございます。NPOあるいは法人化。こういうことも考えられるわけでございます。そこの役場職員との出向の兼ね合いもあると思っておりますので、少し研究をさせていただきたいと思っております。そして何よりも大事なものは、地域運営組織が一斉に邑南町で12地区でよーいドンではないと思います。それぞれ環境が違います。だから課長も言っていたようにパターンもいろいろあるだろうと思います。やれるところからやっていく。そこにしっかり使用していく。そして結果を出していく。こういうことが大事であるし、教育委員会からも言ってるようにその中には社会教育の機能もしっかり担保していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。邑南町の地域コミュニティの今後の発展を願って、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、中村議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日は、これにて散会といたします。御苦勞様でした。

—— 午後 3時 19分 散会 ——